

第三十九回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第七号

昭和三十六年十月十二日(木曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

農産物価格対策に関する小委員

安倍晋太郎君 倉成 正君
坂田 英一君 寺島隆太郎君
丹羽 兵助君 米山 恒治君
片島 港君 芳賀 貢君
湯山 勇君 稲富 稜人君
農産物価格対策に関する小委員長 丹羽 兵助君

昭和三十六年十月十二日(木曜日)

午後一時四十一分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君
理事秋山 利恭君 理事大野 市郎君
理事小山 長規君 理事丹羽 兵助君
理事石田 有全君 理事芳賀 貢君
安倍晋太郎君 飯塚 定輔君
金子 岩三君 飯谷 忠男君
草野 一郎平君 倉成 正君
小坂 一雄君 坂田 英一君
谷垣 專一君 網島 正典君
中山 榮一君 藤田 義光君
本名 武君 松浦 東介君
八木 徹雄君 米山 恒治君
足鹿 豊君 片島 港君
北山 愛郎君 中澤 茂一君
橋崎弥之助君 西村 関一君
湯山 勇君 稲富 稜人君
玉置 一徳君
出席國務大臣 農林大臣 河野 一郎君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君
農林事務官 坂村 吉正君
(農林経済局長)
農林事務官 森 茂雄君
(畜産局長)
食糧庁長官 安田善一郎君
委員外の出席者
農林技官 立川 基君
(農林経済局長)
農林局長 門 員 岩 隈 博君

十月十一日

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件
肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案(内閣提出第六一七号)
大豆なたね交付金暫定措置法案(内閣提出第六二二号)
家畜取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七七号(予))

○野原委員長 これより会議を開きます。

まず、大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案、大豆なたね交付金暫定措置法案及び予備審査のため付託になっております家畜取引法の一部を改正する法律案を議題として、政府に提案理由の説明を求めます。中馬農林政務次官。

大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案

大表及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案

第一条 この法律は、農業生産の選択的拡大に資するとともに、大麦及びはだか麦の生産及び流通の合理化に寄与するため、当分の間、大麦及びはだか麦につき、政府が必要なる助成措置を講じてその生産及び用途の転換を促進し、あわせてその政府買入れについて食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)に所要の特例を設けることを目的とする。

(需要の見通し等の公表)

第二条 農林大臣は、毎年、七月三十一日までに、大麦及びはだか麦の生産及び需給の事情の推移並びに需要の見通しを公表しなければならない。

(麦作転換方針)

第三条 農林大臣は、毎年、八月十日までに、前条の需要の見通しに基づき、翌年産の大麦及びはだか

麦につき、その生産及び用途の転換に関する方針(以下「麦作転換方針」という)を定め、これを公表しなければならない。

2 農林大臣は、麦作転換方針を定めようとするときは、政令で定めるところにより、都道府県知事の意見及び農業団体の意見を聞かなければならない。

(都道府県麦作転換計画)

第四条 都道府県知事は、毎年、八月三十一日までに、麦作転換方針に即して、都道府県における大麦及びはだか麦の生産及び用途の転換に関する計画(以下「都道府県麦作転換計画」という)を定め、これを公表しなければならない。

2 都道府県知事は、都道府県麦作転換計画を定めようとするときは、政府で定めるところにより、市町村長の見解及び農業団体の意見を聞かなければならない。

(市町村麦作転換計画)

第五条 市町村長は、毎年、九月三十日までに、都道府県麦作転換計画に即して、市町村における大麦及びはだか麦の生産及び用途の転換に関する計画(以下「市町村麦作転換計画」という)を定め、これを公表しなければならない。

2 市町村長は、市町村麦作転換計画を定めようとするときは、農業委員会の意見及び政令で定める農業団体の意見を聞かなければならない。

(政府への売渡数量の申出)

第六条 大麦又ははだか麦の生産者(以下単に「生産者」という)でその生産に係る大麦又ははだか麦を政府に売り渡そうとするものは、毎年、翌年産の大麦又ははだか麦で政府に売り渡そうとするものの数量を、おおむね作付時期前の期間で政令で定める期間内に、その住所を管轄する市町村長に申し出なければならない。

2 前項の場合において、同項の規定により申出をすることができない大麦又ははだか麦の数量は、その申出をする生産者がその申出に係る年産の大麦又ははだか麦の前年産の大麦又ははだか麦について次

条第一項の規定により通知を受けた政府買入限度数量(第八条第二項の規定による増加の決定があつた場合には、その増加後の数量)を限度とする。ただし、災害によりその申出に係る年産の大麦又ははだか麦の前年産の大麦又ははだか麦にか麦につき生産を休止したためその前年産の大麦又ははだか麦について前項の規定による申出をしなかつた場合その他政令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

(政府買入限度数量の決定及び通知)

第七条 市町村長は、生産者から前条第一項の規定による申出を受けたときは、同項の期間満了後二週

間以内に、農林省令で定めるところにより、市町村麦作転換計画、当該生産者の大麦又ははだか麦の生産事情及び販売事情、当該市町村の区域内に住所を有する他の生産者から同項の規定による申出のあつた大麦又ははだか麦の数量等を勘案して、当該申出に係る数量が多すぎると認められる場合を除いて当該申出に係る数量を、多すぎると認められる場合に限りその多すぎると認められる数量より少ない数量を政府買入限度数量として定め、これを文書をもつて当該生産者に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により前条第一項の規定による申出に係る数量より少ない数量を政府買入限度数量として定めようとするときは、農業委員会の意見及び政令で定める農業団体の意見を聞かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による通知をしたときは、その通知をした日から起算して五日以内に、その通知に係る政府買入限度数量を公表するとともに、当該政府買入限度数量を都道府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、すみやかに当該通知に係る政府買入限度数量を農林大臣に通知しなければならない。

(政府買入限度数量について不服がある場合の措置)

第八条 前条第一項の規定により第六条第一項の規定による申出に係る数量より少ない数量を政府買入限度数量として通知された生産者は、その通知に係る政府買入限度数量について不服があるときは、市町村長に対し、文書をもつて当該政府買入限度数量の増加を申請することができる。ただし、その通知を受けた日から起算して十日を経過したときは、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による申請があつたときは、同項ただし書の期間満了後十日以内に、政府買入限度数量を増加するかどうかを決定し、これを文書をもつて当該申請をした者に通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は市町村長が前項の規定による決定をしようとする場合に、同条第三項の規定は市町村長が政府買入限度数量を増加する決定に係る前項の規定による通知をした場合に準用する。

4 前条第四項の規定は、都道府県知事が前項において準用する同条第三項の規定による通知を受けた場合に準用する。

(転換奨励金等)

第九条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

一 市町村が、市町村麦作転換計画の円滑な実施に資するため、農業者に対し、その者に係る毎年の大麦又ははだか麦の政府買入限度数量の減少等に具現されるその大麦又ははだか麦の生産又は用途の転換の程度を基礎として転換奨励金を交付するのに要する経費を都道府県が補助する場合には、当該補助に要する経費

二 都道府県が都道府県麦作転換計画を作成し及び実施するのに要する経費

三 市町村が市町村麦作転換計画を作成し及び実施するのに要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

(政府買入れ)

第十条 政府は、政令で定めるところにより、第七条第一項の規定による通知を受けた生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じ、大麦及びはだか麦をその生産者に係る政府買入限度数量に相当する数量まで、買入れるものとする。

(政府買入価格)

第十一条 前条の規定による大麦及びはだか麦の政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、政令で定める一定年間の年産の大麦及びはだか麦の政府の買入れの価格に農業パリティ指数(食糧管理法第四条ノ二第二項に規定する農業パリティ指数をいう)を乗じて得た額並びに大麦及びはだか麦の需給事情その他の経済事情を参酌して農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、六月三十日まで定めて、公表しなければならない。

(食糧管理法の規定の適用除外)

第十二条 食糧管理法第四条ノ二の規定は、大麦及びはだか麦について

ては、適用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和三十六年産の大麦及びはだか麦については、この法律の規定は、適用しない。

3 昭和三十七年産の大麦及びはだか麦については、第二条から第五条までの規定は、適用しない。

4 昭和三十七年産の大麦及びはだか麦については、この法律の規定の適用については、第六条第一項中「おおむね作付時期前の期間で政令で定める期間内」とあるのは「政令で定める期間内」とし、同条第二項中「その申出に係る年産の大麦又ははだか麦の前年産の大麦又ははだか麦について次条第一項の規定により通知を受けた政府買入限度数量(第八条第二項の規定による増加の決定があつた場合には、その増加後の数量)」とあるのは「政府に売り渡した昭和三十三年産、昭和三十四年産及び昭和三十五年産の大麦又ははだか麦の数量の年平均数量」とし、「災害によりその申出に係る年産の大麦又ははだか麦の前年産の大麦又ははだか麦につき生産を休止したためその前年産の大麦又ははだか麦について前項の規定による申出をしなかつた場合」とあるのは「農林省で定める理由により昭和三十三年産、昭和三十四年産又は昭和三十五年産の大麦又ははだか麦を政府に売り渡さなかつた場合」とし、第七条第一項中「農林省で定めるところにより、市町村麦作転換計画、

当該生産者の大麦又ははだか麦の生産事情及び販売事情、当該市町村の区域内に住所を有する他の生産者から同項の規定による申出のあつた大麦又ははだか麦の数量等を勘案して、当該申出に係る数量が多すぎると認められる場合を除いて当該申出に係る数量を、多すぎると認められる場合に限りその多すぎると認められる数量より少ない数量を政府買入限度数量として定め、これを文書をもつて当該生産者に通知しなければならない。

市町村長は、前項の規定により前条第一項の規定による申出に係る数量より少ない数量を政府買入限度数量として定めようとするときは、農業委員会の意見及び政令で定める農業団体の意見を聞かなければならない。

市町村長は、第一項の規定による通知をしたときは、その通知をした日から起算して五日以内に、その通知に係る政府買入限度数量を公表するとともに、当該政府買入限度数量を都道府県知事に通知しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、すみやかに当該通知に係る政府買入限度数量を農林大臣に通知しなければならない。

理由

最近における大麦及びはたか麦の生産及び消費の状況にかんがみ、当分の間、大麦及びはたか麦の生産及び用途の転換を促進するために必要な助成等の措置を講ずるとともに、食糧管理法による大麦及びはたか麦の政府の買入れにつき特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大豆なたね交付金暫定措置法案

大豆なたね交付金暫定措置法

(目的)

第一条 この法律は、大豆の輸入に関する事情の変化が国内産の大豆及びなたねの価値に及ぼす影響に対処するため、当分の間、国内産の大豆又はなたねにつき、販売の数量及び方法を調整してその販売事業を行なう生産者団体等を通じてその生産者に交付金を交付する措置を講じて、その生産の確保と農家所得の安定とに資することを目的とする。

(生産者団体等に対する交付金の交付)

第二条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる法人(以下「生産者団体等」という。)で、大豆又はなたねの販売の条件を有利にするため、次条の規定による承認を受けた調整販売計画等に従い、大豆又はなたねの集荷、保管又は販売の数量又は方法を調整して計画的かつ合理的にその販売事業を行なうものに対し、交付金を

交付することができる。

一 大豆又はなたねの生産者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となつていて農業協同組合又は農業協同組合連合会

二 大豆又はなたねの生産者から大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託を受けてその販売を行なうことを業とする者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となつていて法人(前号に掲げる者を除く。)

2 前項の交付金の金額は、生産者団体等ごとに、第一号の基準価格から第二号の標準販売価格を控除した金額に、当該生産者団体等が農林省令で定める期間内に販売した大豆又はなたね(当該生産者団体等が同項の交付金の交付を受けた他の生産者団体等から売渡しを受けたものの数量に相当する数量のものを除く)の数量(その数量が農林大臣の定める一定数量をこえる場合にあつては、その農林大臣の定める一定数量)に相当する数を乗じて得た金額とする。

一 政令で定めるところにより、政令で定める一定期間の大豆又はなたねの生産者の販売価格に農業バリエイ指数(食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第四条ノ二第二項に規定する農業バリエイ指数をいう。)を乗じて得た金額並びに大豆又はなたねの生産事情及び需給事情その他の経済事情を参酌して農林大臣が定める金額(以下「基準価格」という。)

二 大豆又はなたねの生産者の標準的な販売価格として、政令で定めるところにより、大豆にあつては消費地における標準的な取引価格から流通経費を控除した金額を、なたねにあつては生産者団体等の標準的な販売価格から流通経費を控除した金額を基準として農林大臣が定める金額(以下「標準販売価格」という。)

3 前項の農林大臣の定める一定数量は、政令で定める一定年間の生産の大豆又はなたねの生産者販売数量の年平均数量、大麦及びはたか麦の生産の転換のための施策の実施等による大豆又はなたねの生産事情及び流通事情、生産者団体等が同項の交付金の交付を受けた他の生産者団体等に係る次条の規定による承認を受けた調整販売計画等に定められている売渡し又は売渡しの委託を受ける大豆又はなたねの予定数量等を参酌して定めなければならない。

4 農林大臣は、基準価格及び標準販売価格を定めようとするときは、政令で定める団体の意見を聞かなければならない。

5 基準価格は、毎年、おおむね収穫期間前の期間内で政令で定める期日までに定めて告示しなければならない。

(調整販売計画等の承認)
第三条 前条第一項の交付金の交付を受けようとする生産者団体等は、政令で定めるところにより、大豆又はなたねの販売事業につき実施するその集荷、保管又は販売

の数量又は方法の調整に関する計画、その売渡し又は売渡しの委託を受ける大豆又はなたね(当該生産者団体等が同項の交付金の交付を受ける他の生産者団体等から売渡しを受けるものの数量に相当する数量のものを除く)の予定数量並びにその大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託を受ける場合の方法及び条件(以下「調整販売計画等」という。)並びに次条第一項の規定による交付金の交付の方法を定め、これらにつき農林大臣の承認を受けなければならない。

2 生産者団体等は、前項の承認を受けた調整販売計画等又は次条第一項の規定による交付金の交付の方法を変更するには、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。

(生産者に対する交付金の交付)
第四条 第二条第一項の交付金の交付を受けた生産者団体等は、農林省令で定めるところにより、その交付を受けた交付金の金額に相当する金額を、当該生産者団体等に大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託をした者に対し、その売渡し又は売渡しの委託に係る大豆又はなたね(当該生産者団体等が同項の交付金の交付を受ける他の生産者団体等から売渡しを受けたものの数量に相当する数量のものを除く)の数量を基準として交付しなければならない。

2 前項の規定による交付金の交付を受けた者(大豆又はなたねの生産者で他の者から大豆又はなたねの売渡し及び売渡しの委託を受けた者(その者が売渡し又は売渡しの委託をした大豆又はなたねのうちその者が生産した大豆又はなたねに係る部分を除く。))に相当する金額を、同項の規定の例により、その者に大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託をした者に対し交付しなければならない。この項の規定による交付金の交付を受けた者(大豆又はなたねの生産者で他の者から大豆又はなたねの売渡し及び売渡しの委託を受けた者(その者が売渡し又は売渡しの委託をした大豆又はなたねのうちその者が生産した大豆又はなたねに係る部分を除く。))に相当する金額を、同項の規定の例により、その者に大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託をした者に対し交付しなければならない。

生産者で他の者から大豆又はなたねの売渡し及び売渡しの委託を受けた者(その者が売渡し又は売渡しの委託をした大豆又はなたねのうちその者が生産した大豆又はなたねに係る部分を除く。))に相当する金額を、同項の規定の例により、その者に大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託をした者に対し交付しなければならない。

この項の規定による交付金の交付を受けた者(大豆又はなたねの生産者で他の者から大豆又はなたねの売渡し及び売渡しの委託を受けた者(その者が売渡し又は売渡しの委託をした大豆又はなたねのうちその者が生産した大豆又はなたねに係る部分を除く。))に相当する金額を、同項の規定の例により、その者に大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託をした者に対し交付しなければならない。

第五条 農産物価格安定法の適用除外(昭和十八年法律第二百二十五号)は、大豆及びなたねについては、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、大豆については昭和三十六年産のものから、なたねについては昭和三十三年産のものから適用する。

2 昭和三十六年産の大豆についての第二条第五項の規定の適用については、同項中「おおむね収穫期前の期間内で政令で定める期日」とあるのは、「政令で定める期日」とする。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第四十七号の三の次に次の一号を加える。

四十七の四 大豆なたね交付金
暫定措置法（昭和三十六年法律
第百二十三号）により交付金
を交付すること。

第四十八条第三号の二の次に次
の一号を加える。

三の三 大豆なたね交付金暫定
措置法による基準価格及び標
準販売価格の決定に関するこ
と。

第五十条に次の一号を加える。
六 大豆なたね交付金暫定措置
法による交付金の交付に関す
ること（第四十八条第三号の
三に掲げる事務を除く。）

理由

大豆の輸入に関する事情の変化が
国内産の大豆及びなたねの価格に及
ぼす影響が大であるにかんがみ、当
分の間、国内産の大豆及びなたねに
つき、販売の数量及び方法を調整
してその販売事業を行なう生産者団
体等を通じてその生産者に交付金を
交付する措置を講じて、その生産の確
保と農家所得の安定とに資する必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

家畜取引法の一部を改正する法律

案

家畜取引法の一部を改正する法
律

家畜取引法（昭和三十一年法律第
百二十三号）の一部を次のように改
正する。

目次中「第十二条―第十八条」を
「第十二条―第十八条の二」に、「産

地家畜市場の再編整備（第十九条―
第二十六条）を「地域家畜市場の
再編整備（第十九条―第二十六条の
二）」に改める。

第一条中「産地家畜市場」を「地域
家畜市場」に改める。

第二条第四項を次のように改め
る。

四 この法律において「地域家畜市
場」とは、家畜が生産される地域
内に設けられる家畜市場であつて、
主として、当該地域内において生
産される家畜についての家畜取
引のために開設されるものをい
う。

第十五条ただし書を次のように改
める。

ただし、一の開場日において家
畜取引の目的物とすべき家畜の頭
数がその家畜市場の売場施設の状
況からみて著しく過多と認められ
る場合、特殊な資質を有する家畜
の売買を行なう場合その他せり売
り又は人札の方法によることが著
しく困難又は不適当と認められる
場合において、これらの各場合に
つき、あらかじめ、開設者が農林
省令で定めるところにより都道府
県知事の許可を受けて業務規程を
もつて定めた売買の方法によるこ
とは、この限りでない。

第十五条と次の二項を加える。

2 前項ただし書の許可には、条件
を附することができる。

3 前項の条件は、家畜市場におけ
る公正な家畜取引及び適正な価格
形成を確保するために必要な最少
限度のものに限り、かつ、当該開
設者に不当な義務を課することと

なるものであつてはならない。
第十八条の次に次の一条を加え
る。

第十八条の二 都道府県知事は、家
畜取引を業とする者が第十五条第
一項の規定に違反したときは、そ
の者に対し、一年以内の期間を定
めて、その者が違反行為をした家
畜市場における家畜取引の業務の
停止を命ずることが出来る。

第四章の章名中「産地家畜市場」を
「地域家畜市場」に改める。

第十九条第一項中「産地家畜市場」
を「地域家畜市場」に改め、同条第二
項第一号中「及び農業協同組合連合
会」を「農業協同組合連合会及び中
小企業等協同組合（昭和二十四年
法律第百八十一号）第七條第一項各
号に掲げる中小企業等協同組合」に
改め、同項第二号中「産地家畜市場」
を「地域家畜市場」に改める。

第二十条第一項、第二項及び第四
項中「産地家畜市場」を「地域家畜市
場」に改め、同条の次に次の一条を
加える。

（再編整備に係る勧告）
第二十条の二 都道府県知事は、第
十九条第一項の地域家畜市場の再
編整備を行なうことが必要であると
認められる一定の区域であつて、
その区域内に開設されている
地域家畜市場の開設者からの申請
があるとなれば同条の規定により
市場再編整備地域として指定する
ことができるものと認められるものが
ある場合において、当該地域家畜
市場の再編整備を促進することが
その区域内における畜産の振興と

農業経営の安定のために特に必要
であると認められるときは、当該
地域家畜市場の開設者に対し、同
項の申請をすべき旨の勧告をする
ことができる。

第二十一条中「前条第一項」を「第
二十条第一項」に改める。

第二十二條第一項、第二十三條第
一項、第二十五條及び第二十六條中
「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に
改める。

第二十六条の次に次の一条を加え
る。

（国及び都道府県の援助）
第二十六条の二 国及び都道府県
は、市場再編整備計画の円滑な実
施を確保するため、市場再編整備
計画に係る地域家畜市場の開設者
に対して、助言、指導その他必要
な援助を行なうように努めるもの
とする。

第二十七条の次に次の一条を加え
る。

（家畜市場の開場日等における市
場外取引の制限）
第二十七条の二 家畜取引を業とす
る者は、家畜市場の開場日並びに
その前日及び翌日（開場日が二日
以上継続するときは、その開場日
並びにその初日の前日及び末日の
翌日）には、当該家畜市場からお
おむね千メートル以内の周辺の区
域内で都道府県知事の指定する場
所において、当該家畜市場におい
て取り扱う種類の家畜についての
家畜取引を行なつてはならない。
ただし、都道府県知事の許可を受
けた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による場所の指定

は、当該家畜市場の業務の健全な
運営を確保するために必要な最少
限度のものにつき、しなければならない。

3 第一項の規定による場所の指定
は、告示をもつてしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の告示を
するときは、あわせて、当該家畜
市場の開場日及び取り扱う家畜の
種類を告示しなければならない。

第二十八條中「前条第一項」を「第
二十七條第一項」に改める。

第三十三條第四号中「産地家畜市
場」を「地域家畜市場」に改める。

第三十五條中第三号を第五号と
し、第二号を第四号とし、第一号の
次に次の二号を加える。

二 第十八條の二の規定による業
務の停止命令に違反した者
三 第二十七條の二第一項の規定
に違反した者

附則
1 この法律は、公布の日から起算
して九十日をこえない範囲内にお
いて政令で定める日から施行す
る。

2 この法律の施行前に改正前の第
十九条第一項の規定によつてした
市場再編整備地域の指定は、改正
後の同項の規定によつてしたもの
とみなす。

理由
家畜取引法の施行後の状況にかん
がみ、家畜市場の再編整備に関する
制度を合理化し、家畜市場における
家畜取引に関する規制を実情に即し
て改善するとともに、家畜市場の一

定の周辺地域につき家畜の場外取引を制限する措置を講じて家畜市場の業務の健全な運営に資する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中馬政府委員　ただいま提案となりました大麦及びばか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近の大麦及びばか麦の需給事情を見ますに、米穀の生産の増大と国民消費水準の上昇等により、その食糧用としての需要は逐年大幅に減少しており、今後ともさらに減少するものと見込まれております。これに対して、その生産は、昨年まではほぼ従来の水準で推移しており、本年はかなりの減少が見られますが、なおその需給は著しく均衡を失っており、そのため政府の手持在庫量も増大している状況にあります。このことは、需給事情に際して農業生産の選択的拡大をはかるといふ今後の農業の方向から見ても放置することができないのであります。

このように大麦及びばか麦の生産及び消費の状況にかんがみ、農家もかなり転換の動きを示しておりますが、政府としても、これを助長し、必要な助成措置を講じて、今後需要の増大が期待される小麦、なたね、飼料作物その他地域の特性に応じた作物への生産の転換及び飼料用等への用途の転換を積極的に推進するとともに、管理の面においても政府の買入れについて所要の改正措置を講ずることが必要であると考えられるのであります。これがこ

の法案を提出しようとする理由であります。

次にこの法案のおもな内容につき御説明申し上げます。

まず第一に、農林大臣は、毎年、大麦及びばか麦の生産及び需給の事情の推移と需要の見通しを公表するとともに、これに基づいて翌年度の大麦及びばか麦の生産及び用途の転換に関する方針を定めることといたしております。

第二に、都道府県知事及び市町村長は、この転換方針に即して、それぞれ都道府県及び市町村の麦作転換計画を定めることといたしております。

第三に、麦作転換の円滑な実施に資するため、農家に転換奨励金を交付する措置を講ずるとともに、都道府県及び市町村の麦作転換計画の作成及び実施に要する経費について、国がこれを補助することといたしております。

第四に、大麦及びばか麦の政府買入につきましては、市町村長が生産者別に政府買入れ限度数量を定めることといたしております。その定め方としては、毎年、前年度の大麦またはばか麦についての政府買入れ限度数量の範囲内で生産者は市町村長に対して申し出をし、それをもととして市町村長が定めることといたしております。その場合、市町村長が麦作転換計画、生産者の生産事情及び販売事情、他の生産者の申出数量等を参酌し、その申し出数量が多過ぎると認められる場合に限り、農業委員会等の意見を聞いて、申し出数量より少ない数量を定めるようにいたしております。

なお、政府買入れ限度数量の減少量を基準として転換奨励金を交付することとし、もって生産者が麦作転換計画に従って自主的に転換することを期しているものであります。

第五に、大麦及びばか麦の政府買入れにつきましては、生産者別の政府買入れ限度数量に相当する数量まで、その申し込みに応じて大麦及びばか麦を買入れれることとするとともに、政府買入れ価格はバリエーション価格及び需給事情その他の経済事情を参酌して定めることといたしております。これに伴いまして、この法律の施行の間は、大麦及びばか麦については、食糧管理法第四条ノ二の規定は、適用しないことといたしております。

第六に、この法案による特別措置が初めて適用される昭和三十七年度の大麦及びばか麦については、その実情に即し、昭和三十三年産、昭和三十四年産及び昭和三十五年産の大麦またはばか麦の政府買入れ数量の年平均数量の範囲内で生産者の申し出数量をその生産者についての政府買入れ限度数量として定めるとともに、この年平均数量に比べての昭和三十七年度の大麦またはばか麦の政府買入れ限度数量の減少量を基準として転換奨励金を交付する措置を講ずる等の規定を設けることといたしております。

なお、この法案は、先般第三十八回通常国会に提案し審議未了となりました大麦及びばか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案とその目的を同じくするものであります。昭和三十六年度の大麦及びばか麦の生産及び用途の転換の状況、同法案に対する関係方面の御意見等を勘案いたしま

して、前国会に提案いたしました法案における生産者別の政府買入れ数量の行政庁による割当の方法を改め、生産者の申し出をもととして政府買入れ限度数量を定める趣旨のものとしたのでございます。

以上がこの法案のおもな内容でございますが、慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

次に、大豆なたね交付金暫定措置法につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

大豆及びなたねにつきましては、従来農産物価格安定法に基づきその価格が正常な水準から低落することを防止し、もって農業生産及び農家経済の安定に資するようにしてきたのであります。しかしながら、大豆の輸入の自由化の実施に伴いまして、国内産の大豆及びなたねの価格がかなり低落する場

合が予想され、従前の農産物価格安定法による価格安定措置によつてこの大豆の輸入の自由化に伴う価格を防止することは、その建前から見て適当でないと考えられるのであります。従いまして、大豆の輸入の自由化が国内産の大豆及びなたねの価格に及ぼす影響に対処して、その生産の確保と農家所得の安定をはかるためには、従前とは異なる措置を講ずることが必要となるのであります。

には、なお相当の期間を要すると思われるのであります。従いまして、当分の間国内産の大豆及びなたねにつき、販売の数量及び方法等を調整してその販売事業を行なう生産者団体等を通じ、その生産者に交付金を交付する措置を講じようとするのが、この法案の趣旨であります。

なお、この法案は、先般第三十八回通常国会に提案し審議未了となりました大豆なたね交付金暫定措置法案とその目的を同じくするものであります。が、生産者に対する交付金の交付の方法につきましては、生産者別に交付金の交付対象数量を行政庁が割り当てて交付金を交付するよりも、生産者団体等の機能を活用して交付する方が実際的であり、また近く出回り期に入る本年産の大豆につきすみやかにこの法案による交付金の交付を実施する必要がある等の理由から、前国会に提案いたしました法案における交付金の交付対象数量の行政庁による割当等の方法を改め、国内産の大豆またはなたねについて、販売の数量及び方法を調整してその販売事業を行なう生産者団体等を通じ生産者に交付金を交付することとするものであります。

次に、この法案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、政府は、農林大臣の承認を受けた調整販売計画等に従つて販売事業を行なう生産者団体等に対し、交付金を交付することができることといたしております。

第二に、生産者団体等が交付を受け

の標準として農林大臣が定める標準販売価格を控除した金額を交付金の単価として定め、これに当該生産者団体等が販売した数量を乗じて得た金額とすることとしております。その場合、その販売数量が通常の生産者販売数量等を参酌して当該生産者団体等について農林大臣の定める一定数量をこえる場合には、その農林大臣の定める一定数量につき交付金を交付することといたします。

第三に、政府から交付金の交付を受けようとする生産者団体等は、その販売事業に関する調整販売計画等及び交付金の交付の方法を定め、これらにつき農林大臣の承認を受けなければならぬこととし、そのための必要な手続を規定しております。

第四に、政府から交付金の交付を受けた生産者団体等は、その交付を受けた交付金をその系統を通じて生産者に交付しなければならぬこととしております。すなわち、生産者団体等は、交付を受けた交付金の金額に相当する額を、その者に売渡したまたは売渡しの委託をした者にその売渡したまたは売渡しの委託を受けた数量を基準として交付しなければならぬこととし、以下順次同様にして大豆またはなたねの売渡したまたは売渡しの委託をした生産者にその数量を基準として交付すべき手続を規定しております。

最後に、以上により政府が生産者に交付金を交付する措置を講ずることとしたしますので、大豆及びなたねについては、この法律の施行の間は、農産物価格安定法はこれを適用しないこととしております。

なお、この法律の適用についてでございまして、大豆については昭和三十六年産のものから、なたねについては昭和三十七年産のものから適用することとしております。

以上がこの法案の主要な内容でございます。慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いする次第でございます。

次に、家畜取引法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

近年、国民生活水準の向上に伴い、畜産物に対する需要の増大は著しいものがあり、かつ、農業経営の改善向上のため家畜、家禽の飼養増加の要請も強いものがありまして、これらに対応し、農家の家畜飼養頭数も著しく増加し、昭和三十六年二月現在では、戦前の水準に比べこれを大きく上回り、和牛では一倍半、乳牛では五倍、豚では三倍に達しており、畜産が今後における農業の最も成長し得る部門としての発展を期待されておりますことは御承知の通りでございます。

しかしながら、家畜の取引過程につきましては、逐次改善を見つつありますが、なお近代化、合理化を要する問題が数多くありまして、今後飛躍的な畜産の発展及び国民食生活の格段の向上を期待するに際しまして、家畜の取引過程を早急に整備改善することがきわめて重要であると考えられるのであります。

政府におきましても、二、三年来家畜取引の改善対策に關しまして学識経験者の意見を取り入れつつ総合的に検討を加えて参ったのでありますが、家畜商の地位の向上、家畜市場の整備確立、生産者団体の共同事業の推進及び

家畜の取引資金の融通の円滑化、食肉市場の整備等の措置を講ずることが必要であるとの結論に達するに至りましたので、家畜取引の実情に即しつつ積極的にその改善のための方策を講ずることとし、他の関連する諸措置を講ずることといたしますとともに、今回家畜取引法に所要の改正を加えることといたしましたのであります。

現在、家畜の取引及び価格形成は、全国約千四百の家畜市場において行なわれる家畜取引によって大きく影響されておまして、これらの家畜市場につきましましては、現行家畜取引法によりまして登録制度を採用し、産地家畜市場の再編整備を期しますとともに、家畜市場における取引及び価格形成の公正かつ適切をはかるため、取引方法、代金決済方法等につき必要な規制を加えていくところであります。しかしながら、同法制定後の状況を見ますと、産地家畜市場の再編整備のみでは必ずしも所期の効果をあげ得ないことや、せり売りまたは入札の方法による売買が現在の家畜市場の整備の状況等から見て必ずしも適正円滑に行なわれないうことがありまして、あらためて必要な規定の整備を行ない、家畜取引の改善をはかることとしたわけでございまして、このような趣旨から、政府といたしましては、家畜取引法の一部を改正する法律案を前国会に提出したのであります。審議終了となりまして、このため、今回これと同一の内容のこの法律案を提出した次第であります。

改正の主要点は三点であります。まず第一に、家畜市場の再編整備につきましまして、その対象を産地における家畜市場から集散地における家畜市場にまで広げまして、この対象を地域家畜市場といたしますとともに、都道府県知事が、特に整備する必要があると認められる地域の家畜市場の開設者に対して、再編整備を行なうべき旨の勧告をすることができるようにしたこととであります。

第二として、家畜市場における家畜の売買方法について、従来通りせり売り、入札を原則といたしますとともに、市場設備の整備状況に即応して公開的かつ競争的な方法で価格形成の適正を期し得る限り他の取引方法を認める場合を拡充し、かつ、この場合には一定の条件を付することができるとしたことであります。また、この法律の規定に違反して家畜市場における売買を行なった家畜取引業者に対して都道府県知事がその家畜市場における業務の停止を命ずることができるといたしました。

第三に、家畜取引業者は、家畜市場の開場日及びその前後の日に家畜市場周辺の一定の場所を原則として家畜取引を行なうてはならないこととしたこととでございます。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次いで、家畜取引法の一部を改正する法律案の三法案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○湯山委員 肥料取締法の一部改正が今回行なわれようとしておりますが、その中のおもな点についてお尋ねしたいと思ひます。

今回の改正では、葉面散布剤が肥料として認められるということになっておりますが、この葉面散布剤ということについては、農林省の方で試験場その他では十分な御研究がなされておるわけでしょうか、まずその点から伺いたしたいと思います。

○坂村政府委員 仰せの通り、葉面散布剤につきましては、これは何年も前からいろいろと試験場等でも研究がされております。また、海外におきましても、アメリカ等でも相当研究が続けられて参つております。現在では相当肥料としましてでも使ひ方によつては効果があるという結論が出ておるわけでございまして。

○湯山委員 葉面散布剤を使った場合の特長と障害等についてはどういふうになつておりますか。

○坂村政府委員 葉面散布剤は、御承知のように、普通の肥料と違ひまして、肥料が直接植物の葉面にかかりましますものから、使ひ方を十分慎重にやらなければいかにぬという問題があるわけでございまして。そこで、問題となりますのは、たとえば濃度をどうするかという問題が第一に問題ではないかと思ひます。こういうことの使用法を誤りますと、あるいは葉焼けを起こすとか、そういう問題がございまして。それから、もう一つは、雨の降るようなときに、雨が降りそうだといい前にこれを使うということは非常に不経済になるわけでございまして、や

○野原委員長 次に、肥料取締法の一部を改正する法律案を議題として、質疑に入りまします。

○湯山委員　ですから、雨の降る日とかなんとかおっしゃるけれども、表か

で改正してやらなければならない必要があるかどうか、これはどうなん

○坂村政府委員 葉面散布剤として特
に取り上げまして肥料取締法でその指

かつたわけです。ほかのものをまぜる
まぜないということは、そんなに大き

いうふうに思っているわけでございます。

との数学さえ明確であれば、ちつとも私はさしつかえないと思うのですが、どうなんでしょうか。

○坂村政府委員 実質的にはおっしゃる通りであると思うのでございますが、ただ、現在の肥料取締法は、土壌に施す、こういうふうな書いてございまして、商品を見ますと葉面散布剤と葉々と書いてある。葉面散布剤といつて、これは葉面に施すのだという宣伝をして、そして内容はどういふものか、はつきりしないので売られているものがあるわけですね。それは非常に農民としても困るわけでございますから、そこで、いわゆる葉面散布剤として、そういう商品として売られておりますものを規格をきちんときめて、そして農民がはつきりわかるようにしたい、こういう趣旨でございまして、おっしゃる点は実質的には私も同感でございまして、全然問題はないと思うのでございます。ただ、法律の今までの建前等がございまして、そういう点を直しまして、葉面にだけ散布するのでもとにかく取り締まりの対象にいたしますよという趣旨をはつきりする、こういう趣旨でございまして。

○湯山委員 私の言うこともわかっていただいて、なおそう言われるのですから、もう言うことないわけですから、でも、この際要望したいことは、葉面散布剤の値段です。これはどういふふうにおきめ方をされるのかどうかわかりませんが、葉面散布剤なるがゆえに不当に高くないように、その監視は十分してもらいたい。同時に、葉面散布剤を作るといふような技術はそんなにむずかしい技術じゃありません。農家にとつても、ことに今機械化して、新しい農業をやつていこうという農民にとつて、こういうものを作るぐらいいことはそんなに困難なことじゃないのですから、むしろそういう方面でむだな金を使わないような指導を十分やつてもらいたいと思ふのです。御所管でないかもしれませんが、この点は、政務次官、一つそういう点は十分農林省全体の態勢を一新して当たっていただかないと、ここで局長がああいうふうにおっしゃつても、現場を見たときに、それは所管が違いますから、こう言われたんじやどうにもなりません。一つ責任を持つてそういうふうな指導してもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○中馬政府委員 ごもつともな御注意でございまして、そのように検討いたしたいと思ひます。

○湯山委員 それから、次には、農業を肥料に混入することを認めるということでございます。これは農業の定義も現在の取締法の規定ではかなりぼんやりしたものだと思ふのです。肥料も法律によらないで拡大して解釈すればやはり農業であるという考え方ができると思ふのですが、局長はどうお考えでしょうか。

○坂村政府委員 その点は、肥料といひましても、農薬といひましても、実際肥料といふものはどういふものかといふことをきめます場合には、たとえば取り締まりをいたします場合に、この法律の対象としての肥料はどうだとか、あるいは合理化をいたします場合に、合理化法の対象としての肥料はどうだとかいうことであるところをきまってくるのだらうと思ふのでございまして。

それで、肥料と農薬と別に違わないという御意見は、あるいはその通りではないかもしれませんが、取り締まりとか、あるいは行政とか、そういう目的によつて対象をしぼるという場合がございまして、そういうふうな意味で、この場合の肥料はこういうものだ、この場合の農薬はこういうものだということをきめてからならなければ仕事ができないから、そういうことになるのだらうというふうに考えております。

○湯山委員 従来肥料として扱つておるものの中にも、植物の栄養になるとか、あるいはそういうふうな実質的なものがないと、むしろ植物の新陳代謝を促進するとか、あるいは炭水化物の代謝を促進するとか、そういうものも微量は必要だといふので肥料の中に入れては、そういうものの働きは、いわゆる病虫害の方じやありませんけれども、病虫害という点から言へば、それがなくなれば欠乏症を起こすわけですね。人間の場合なんかで言えば薬物の働きをしておるわけですね。これはおわかりの通りなので、そういう点から言へば、現在の肥料の定義もほんやうしておりまされども、農薬といふものの定義も、取り締まり対象としても若干ぼんやりし過ぎておるのじやないじやないでしょうか。そうお感じになりませんか。

○坂村政府委員 いろいろ科学が進歩するに従ひましているいろいろな製品が出て参りますので、たとえば従来のように、これは肥料だ、農薬だ、あるいはホルモン剤だとか、いろいろなことを言ひました場合に、これはどの分野に

きちんと入るかということを客観的にきめてかかることはむずかしいことじやないかと思ひます。ですから、先ほど申し上げましたように、その目的によつて取り上げていく限界がきまつてくると思ひますから、そういうふうな意味で、肥料取締法におきましては、こういうものを肥料として検査をします、それから農薬取締法におきましては、こういうものを対象にして検査をしますといふように扱つておるのじやないといふふうに私も考えております。

○湯山委員 それでは、どちらも相当あるまいな点を残しておる二つのものをいまして、肥料に農薬をまぜるといふ言ひ方をしておられますけれども、これは、多い少ないの關係はどうあつても、農薬に肥料をまぜると言つてもいいわけですね。分量の多い少ないだけの關係ですか。そういうことになるのと、肥料取締法で農薬をまぜたものを取り締まるという逆の場合ですね、むしろ取り締まるの仕方から言へば農薬取締法でこれを取り締まつたことの方がいいんじゃないかという考え方を持つておるのです。というのは、肥料による人畜の被害といふのはほとんどありません。が、農薬による人畜の被害といふものは相当たくさん毎年出ております。ところが、取り締まりのゆるい肥料取締法でそれをやつていくことよりも、むしろ農薬取締法で厳重にやつていった方が間違ひがないではないかという考え方は、当然その中から出てくると思うのですが、それはいか

がなものでしょうか。

○坂村政府委員 おっしゃった通りで

ございまして、肥料、たとえば農薬をまぜた肥料の場合におきましても、いろいろ成分の關係があると思ひます。多い少ないの問題があると思ひます。そこで、たとえば農薬をそれに入れました場合におきまして、農薬は農薬として、やはり農薬取締法の対象になるわけでありまして、また、肥料の面におきましては、肥料として扱う以上は、その成分比等につきましても、人畜被害のないように、ある程度成分はそういう面からきめて参るといふことにしてあるわけでありまして、たとえばP C P尿素といふようなものがございまして、P C Pの成分は、これを肥料として使ひましても人畜被害のないような程度に考えていきまかつ同時に、P C Pが入つておりますから、これは農薬取締法の対象になつて、農薬としてのいろいろ扱いも受けなければならぬといふふうに、それくらい慎重を期した方がいじやないかというふうに考えております。

○湯山委員 両方別々におつしやると思ふのです。ただ、農薬の害といふものは、その量に關係すること、混入してあるものの率、経量、こういうことが關係してくると思ふので、そういうことになると、扱う分量の多い少ないが結局害があるかないかということに關して参ります。しかし、今局長のおつしやつたのは成分の場合のことだけおつしやつたので、これをたとえば一トン扱ふ、二トン扱ふ、一貫目使ふ、それによる被害といふものについて、今の段階では触れる余地がないんじゃないかと思ふわけですね。その点どうなつておるでしょうか。

○坂村政府委員 おつしやつた通りで

きちんと入るかということを客観的にきめてかかることはむずかしいことじやないかと思ひます。ですから、先ほど申し上げましたように、その目的によつて取り上げていく限界がきまつてくると思ひますから、そういうふうな意味で、肥料取締法におきましては、こういうものを肥料として検査をします、それから農薬取締法におきましては、こういうものを対象にして検査をしますといふように扱つておるのじやないといふふうに私も考えております。

○坂村政府委員 そういふ点も十分研究をいたしまして、いろいろ問題の起こるような規格等を作つて取り扱つて参りたいと思ひます。

○湯山委員 その点は具体的にはどういふふうにお考えになつておられるのでしょうか。

○坂村政府委員 たとえばPCP尿素の場合におきましては、PCPの含量、農薬として含有すべき成分の最小量といふことで大体きめておられるわけですが、その場合に、窒素量が幾らか、それからPCPは、科学的なわずかしい言葉でございませうけれども、大抵人畜に害のないような程度に何%といふふうな規格をきめて参りたいといふふうにお考えになります。ですから、實際使う場合におきまして、このPCPが入りました尿素を使つて、そのために非常に問題を起すといふような、そういう成分の規格は作らないつもりでございませう。

○湯山委員 御答弁は御答弁として了解できないことはありませうけれども、現在よほど農林省でも注意して指導して農薬を使用させておられますが、毎年相当多数にそれによる被害が出ております。これは一体どこに欠陥があるのか。欠陥はさういふあるのじやないかと思ひます。ここでの御答弁は御答弁として了解できても、具体的な場について言えば相当欠陥が多いと思ひます。そこで、私は、こういうことはできないか。農薬なんかの使用が非常に多くなつておる今の段階で、ことに肥料の中にもそういう農薬が入つてくる、そういうときに、それらの農薬の一つ一つを農協なりあるいは農民なりがよく理解して、そして販売する、

あるいは求める、あるいは使用するということはなかなかむずかしいと思ひます。そこで、薬剤師をそれ扱う農協では囑託する、そしてその農薬の管理、つまり、肥料と混ぜた場合にして、これなら大丈夫といふことの指導、そういうことは薬剤師を囑託してやつてもらうといふようなことはできないかどうか。これは、何も農協だけじゃなくて、学校保健法でも、そんなにたがひ用はないのですけれども、たとえばプールの水の検査をするとか、給食のときの何とかの検査をするとか、その他のことを学校で薬剤師を囑託しております。年何千円くらいです。そういう方法を各農協でやれば、大体どこにも町村には薬剤師はいらぬわけですから、そういうのを囑託して、管理とそれからその扱い方の指導といふことをするやうな体制をとれば、私はよほど今日までのやうなああいうあやまちはなくならぬのじやないかと思ひます。その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○坂村政府委員 おっしゃる通りでございまして、非常に農薬の問題が起つておりました。これはまことに遺憾でございませう。私の所管ではございませうけれども、さういふやうなことで、實際問題といたしまして、農薬が劇物、毒物の取扱ひを受けるやうな場合におきましては、劇物、毒物の法規がございまして、それで薬剤師がいなければならぬことになつておるわけがございませう。さういふやうなことでございまして、たとえば農協等におきまして、薬剤師を自分で抱え、あるいは囑託をして使う、さういふことをやりませんと、劇物、毒物は扱えな

い、こういうことになると思ふのでございまして、そこいら辺の運用が十分にいつておりませう。さういふ關係でたまたま農薬の問題等が起るのであらうと思ふのでございませうが、この点は別の局の問題でもございませうから、政務次官にお答えをいただければ非常にありがたいと思ふのでございませうが、いづれにしても、私も協力たしましてさういふことの起こらないやうに努めていきたいと思ひます。

○中馬政府委員 突然のことではございまして、にわかにお答へが的確にできませんけれども、学校給食等学校の保健といひますか、さういふ關係においては、文部省關係においては実行いたしておるやうでございませうからして、十分研究いたしたいと思ひます。

○湯山委員 研究していただくよりも、もう、今局長の答弁のやうに、さうしなければならぬことになつていゝる。ただ毒物、劇薬等の指定の仕方が若干農薬の場合ゆるいといふ非難もな

いではありませうけれども、それはそれとして、さういふふうにきめられたことを的確に実施させるというのには、これは農林省の責任だと思ひます。それができておれば、私はよほど今までのやうな被害は防止できると思ひます。で、ぜひきめられた通り実施するやうに強力な指導をお願いしたいと思ひます。それから、最後にお尋ねしたい点は、ホルモン剤の問題です。これは一体農薬に入れるのか肥料に入れるのか、それについてはすでに質問もあつたやうですけれども、現在野放しになつておるやうですが、さういふ解釈をとつておられるか、それについての

取り締まり等はどうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂村政府委員 ホルモン剤の問題は科学的にもいろいろ問題があると思ひますけれども、現在のところ、農薬として取り扱ひ、法規の上では農薬の取り締まりの対象になつております。

○湯山委員 それは農薬取締法の中に含まれておりますか、含まれてないと思ひます。

○坂村政府委員 現在のところでは農薬取締法に含まれてはいないやうでございませうけれども、ただ、さういふ考

え方で今後対象にしていきたいといふことを検討しているところでございませう。

○湯山委員 それでは、現在のところは法律をもつて取り締まることにはなつていないのですか。

○坂村政府委員 その通りでございませう。

○湯山委員 これは、實際問題として、種なしブドウを作るとか、あるいは種をまくときの成長ホルモンだとか、いろいろ實際には使われておるの

でございませう。葉面散布の肥料がさうやって取り上げられる段階で、ホルモンが野放しになつておるといふことは、いかにも、政府の態度といひます

か、農林省の態度は片手落ちじやないかといふ感じがいたしますが、これはどうなんでしょうか。その必要はないのですか。

○坂村政府委員 将来の問題といたしましては、肥料といたしましては、ホルモン剤といふものが相当實際的なものになつてくるという時代が来ると思ふのでありますけれども、現在の段階では、たとえば人間のホルモンの場

合におきましては、医学的にもなかなか結論の出ているものがないわけがございませう。これもいろいろ説がありまして、ホルモンといふものはさういふ影で取り締まらなければならぬといふことが、人間の場合同じきまつてないといふ状況でございまして、いろいろなものが人間の場合同じに出ておるわけがございまして、ホルモンの効果といふやうなもの、御承知の通り、人体の場合にはいろいろ問題がございまして、植物体の場合においてもいろいろ説があり、それから實際上はいろいろございませうけれども、まださういふものはホルモンとして使えといふはつきりした指導段階までに至つておらないのでございませう。従い

まして、さういふものがはつきりと実証され、研究が進むに従ひまして、肥料として使ふだんだんとまぜたものできたら、さういふものについても十分考へていきたい、さういふふうと思つております。

○湯山委員 局長は大へん大胆な結論をお出しになつたんですが、さういふことではいいんですか。今ホルモンといふものは全く固まつてないんだ、結論が出てないんだ、人間の場合もさういふことまでおっしゃつたんですが、人間の場合のホルモンの中には、それは判明してないものもありませう。しかし、明確になつて、合成さへできるものもあるのです。植物ホルモンにしても、デラウエアなんか、稲のばか病菌から何とかホルモンができて、それで種なしデラウエアができておるでございまして、はつきりしているものも

でございますし、はつきりしないものもあるわけでございます。それから、ホルモン剤が合成でできているものもございます。そういうようなものは成分等もはつきりいたしております。しかし、その効果が、たとえば植物体でもいろいろ個性がございますから、これを使えば必ずいくんだというところまで全部について取り縮まりの対象にするにはまだいいというところを申し上げたのでございます。

○湯山委員 さきの葉面散布のときは同じようなことでこれは入れなければならぬということをおっしゃるし、今度ホルモンのときは逆にそれだから入れないんだ、これは前後ふぞろいではなはだ私は了解に苦しむところですよ。そうじゃなくて、ホルモンだつてずいぶん使われています。成長ホルモンなんか、繭ぎ木の場合にも使っているし、発芽の場合にも使っているし、それから、今の種なしのブドウを作るのにも使っておるし、そのほか開花ホルモンもあるし、ずいぶんたくさんホルモンは市販されておるものもあります。効果もずいぶんあるわけですよ。それを今のようにおっしゃるのは局長にも似合わないことだと思ふのですが、そうではなくて、これはまだ手がついていないならぬ、早急につけるならつけないというところでなければ、実際は大へんな問題になると思ふのです。いかがですか。

○坂村政府委員 仰せの通り、現在でも、効果のあるものもございまして、いろいろ問題もございまして、行政の対象として法律で取り上げてこれを取り締まっていくとか、あるいはこれは積極的に画一的に助長していく

というような段階までまだ研究も進んでおりませんので、そういう点、もう少し研究を待ちましてから十分検討をいたしまして、取り上げるなら取り上げるということにいたしたいと思つておるわけでございます。

○湯山委員 それはだれの意見ですか、局長。

○坂村政府委員 農林省の意見であります。

○湯山委員 植物ホルモンの研究はもうずいぶん古い歴史を持つています。今言つたように、葉面散布のようにな近ごろ出たものではなくて、実際に使われているのもずいぶん古いのです。特にヘテロオキシナンなんかは結晶まで出てずいぶん使われた経験を持つております。そういうものを今のようなことでほうつてしまふという農林省の態度だと、これは大へんな問題だと思ふのです。そういうことではなくて、もっと謙虚にホルモンというものを考えていかないと、大へんな問題だと思ふのですが、どういふふうにお考えですか。

○坂村政府委員 いろいろ最近におきまして出ておりますホルモン剤もございしますが、これらについては、農林省として、率直に申し上げますれば、研究が十分にまだいいっておりません。そういう状況でございしますので、今これを対象にしよというところを考へておられますので、今後の問題として一つ十分検討いたしたいと思つております。

○湯山委員 今のようによに農林省としての研究が十分でないというのならよくわかりました。それでは、一つ早急に御研究になつて、これもやはり、

果樹・畜産の中の果樹の種なしブドウなんかはそれによつて作り出しておるわけですし、そういう実用の段階です。から、すみやかに御研究になつて、これも何らかの形で規制できるというところにしないと農民が難儀をするばかりですから、十分一御研究願いたいと思ひます。

以上で終わります。

○西村(関)委員 ちよつと関連質問。最近各都市におきまして糞尿処理の問題が非常に大きな問題になつております。この糞尿につきましては化学的な処理を加えて肥料を生産しよう、こういうことが行なわれておるのでございします。すでに北海道の旭川市におきましてはこれを取り上げまして、その化学的な処理によつて生産されます肥料をホクレンが市販しておる、こういうことが行なわれておる。これがだんだん全国的に普及する傾向がある、こういうことにつきては、農林省ではどういふふうにとらえておいてになりますか。この点について、これは世界各國とも糞尿処理については漸次この方向に進もうとしておるようでございますが、肥料の関係においてどういふふうにお考えになりますか。

○坂村政府委員 御質問のようによ、最近各地でそういうふうなものがあるようでございますが、いろいろ調べてみますると、肥料成分等も非常に低くございまして、成分の非常に低いようなものもあります。そこで、商品としてほんとうにこれを取り上げてどういふふうにするという段階までには来てないのではないかとこのように考へております。中には肥料成分の高いものもありまして、肥料として取り上

げて十分やっていけるというふうなものもありまして、全般的には私が先ほど申し上げましたような状況でございしますので、今後の研究を待ちまして、取り上げるなら取り上げていきたいと考えております。現在のところでは、地方的にそういうふうな姿のものが生まれて、地方で処理されているというふうなところが実態ではないかというように思つております。今後の問題といたしまして、たとえば畜産が非常に伸びて参りまして、何百頭養豚、何千頭養豚とかいうものが出て参りますと、豚の尿とか糞とか、こういうものの処理が非常に大きな問題になろうと思ひます。ですから、そういうふうなものもあわせて一つ今後の問題としては研究して参りませんと、その糞の問題で養豚が詰まってしまうというふうなことも起こるのではないかと、そういうような感じもいたしますので、そういう点十分検討いたしたいと思ひます。

○西村(関)委員 これは、現在、私の知つておる範囲では旭川市だけで、あちこちと言われたが、ほかにあるならお示しいただきたい。私の知つておるのは旭川市だけで、そこから生産される肥料はホクレンが販売しておる。こういうことで、その同じ機械を使つて東京都の周辺の衛星都市でやろうという計画が進められておるというのを聞いておりますが、まだ成分がまちまちでいろいろ研究を要すると言われまして、ほかにあるならば、どういふところがあるか、お示しいただきたいと思ひます。

○坂村政府委員 あちこちと申しましたのは、工場生産をやつておるとい

意味じゃなくて、地方的にいろいろ乾燥して粉砕して扱つておるといふようなものもありまして、どこかというところを今さしあたり覚えておきませんで、でも、そういう実態でありますので、旭川市におきましてそういうふうなものが生産されておるといふことでありますれば、私も十分旭川の実態を調べてみたいと思ひます。

○西村(関)委員 私、なぜかというところを申し上げると、一九五九年に、私、イスラエルに参りました。イスラエルの砂漠の開発は、糞尿を化学的に処理して、そこから一つの肥料を出していく、もう一つ、死海の水からカリ肥料をとつて、これで砂漠の開発に非常に力を入れておる。それだけではない、テラアヴィツの糞尿処理場などは非常に進んだ近代的な設備を持つておる。ただ糞尿の処理だけじゃなくて、そこから副産物の肥料を作るといふようなことがハイファやテルアヴィツにおいてなされておる。これは日本ではまだできないものかと思つておつたところが、旭川市が全国に先がけてこれをやつたという。私、まだ見ておりませんが、旭川からの文獻を見て、これはおもしろいと思つた。ただ、そのためには人件費が普通の糞尿処理場よりよけいかかる。けれども、肥料を売つて相殺するといふと、一般の糞尿処理よりは安いといふような結果が出ておるようであります。同じ旭川の例によつて、東京のどこか近郊の衛星都市がやろうというふうなことも聞いておりますが、そういう点もよく農林省ではお調べ下つて、できればそういう現状について資料を出していただ

きたい。

○坂村政府委員 十分調査をいたしまして、現状の資料をまとまり次第御報告申し上げたいと思ひます。

○野原委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○野原委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。肥料取締法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

○野原委員長 次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案を議題として、政府に補足説明を求めます。森畜産局長。

○森(茂)政府委員 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を申し上げます。

まず、本則におきましては、第一に、わが国における家畜の発展、その農業に占める地位の向上及び必要性に対処するとともに、最近におきまする畜産技術の進歩等に応じて、家畜

の改良増殖を一段と計画的かつ効率的に実施して畜産の振興をはかるとともに、あわせて農業経営の改善に資する趣旨を明らかにするため、目的に所要の改正を加え、第二に、家畜の改良増殖に有効な事項を極力総合的にかつ体系的に促進することとし、その実施に際しては農業経営に家畜の改良増殖の成果である優良な資質の家畜が適正かつ円滑に導入されることとなるよう努める旨の規定を設けることとした

第三は、家畜の改良増殖を計画的に行なう趣旨で、家畜改良増殖目標の公表、都道府県家畜改良増殖計画の作成等に関する規定を新たに設けることとしたのであります。

第四には、凍結精液の利用の実用化に伴い、種畜及び家畜人工授精に関する規定を補正して整備することとしたのであります。

第五には、新たに家畜登録に関する規定を設けることとしました。すなわち、これは、家畜登録事業の公正な運営を確保するため、家畜登録事業についてその登録規定を農林大臣の承認制とするにとともに、その業務について援助し監督すること等の規定を設けることとしたのであります。

第六には、新たに家畜の改良増殖に関する重要事項を調査審議するものとして農林省に家畜改良増殖審議会を設置運営することとしたのであります。

第七には、この法律案も施行するたに必要ならぬ附則及び罰則について所要の規定を設けております。

なお、附則におきましては、家畜登録事業について、その登録規程が農林大臣の承認制となることに關し、その

他この法律の施行のため必要な経過措置、関連法律の一部改正について規定を設けております。

次に、おもな改正規定について逐条説明を申し上げます。

第一条は、既に申し上げました本法の目的に關しまして、改正法律案の内容に即しまして所要の改正をしたのであります。

第二条は、家畜の改良増殖を促進する義務と、家畜の改良増殖が農業経営の改善に資し農業者にその成果を得しめるための家畜の導入等に対する措置に關する規定であります。すなわち、

第一項におきましては、現行法でも国及び都道府県は家畜改良増殖に有効な事項を促進することといたしておりましたが、この改正法律案におきましては、その趣旨を包括的にそのまま引き継ぐとともに、家畜の改良増殖の促進事項のうち、その重要事項を極力具体的にまた体系的に法文化してこれを明確に確保することといたしました。従つて、従来の「第二章以下に規定する事項以外であつても」を削除することとしたのであります。

第二項につきましては、国及び都道府県が家畜の改良増殖に關する各種の施策を進めてゆく際に家畜の導入をいかに円滑に進めていくかについて規定いたしましたのであります。すなわち、新たに国及び都道府県は、家畜の改良増殖に必要な各種の施策を講ずるにあつては、改良増殖の成果である優良な資質の家畜が農業経営に適正かつ円滑に導入されるように、努めるとともに家畜を取り入れた農業経営の発展に資するよう努めるべき旨の規定を設けることとしたのであります。しかし、優良

な資質の家畜が農業経営に取り入れられ、この飼育が行なわれる場合、これらの家畜がわが国の畜産経営の発展の方向に即した形でその優良な資質が充て活用されるのでなければならぬのは当然なことでありまして、これが措置を円滑に実施するために、家畜を導入するにあつては、農林大臣が定める有畜農家育成基準に準拠することとしたのであります。

第三項につきましては、有畜農家育成基準の内容等についての規定であります。有畜農家育成基準とは、家畜の改良増殖の目標並びに農業経営の現状及び将来の改善目標等を考慮いたしまして、家畜の飼養規模、家畜導入にあつて考慮すべき立地条件等について定めることといたしてあるのであります。

これまでのわが国の畜産経営は、副業的な経営が大部分を占めていたものであります。畜産物に対する旺盛な需要に刺激され、一般的には自然的、経済的、社会的条件により経営の形態等について多くの差がありますもの、従来の飼養規模に比べて多頭数飼養の有利性が次第に認識され、普及されつつある状況であります。また、これと同時に、適切な農業生産の発展をはかり、農業経営の近代化等を中心とする畜産の導入及び経営の育成、発展を確立して畜産の振興がはかられることが、今後のわが国農業の発展のため最も必要なことの一として要請されているのは御承知の通りであります。

有畜農家育成基準を定める場合には、無畜農家の有畜化を一段と適切に進め、同時に、単なる副業的有畜農家

経営から多頭数飼養による主畜経営まではこれに準ずる経営に移行することが必要であると考えられます。従いまして、国としても、この基準に沿つて従来よりも拡充した援助指導を行ない、もつて家畜を取り入れた有畜経営による農業の発展を進めていくことを助長したいと考えておるわけであり

次に、第一章の二につきましては、家畜の改良増殖に關する目標、家畜の改良増殖計画等に関する措置について規定してあります。

第三条の二につきましては、農林大臣の定める家畜改良増殖目標の公表及びその目標の内容等に関する規定であります。今後におきまして畜産を適切に伸長して参ることは、まさに重点的な国策の一つでありますので、今後の家畜の改良増殖を計画的、能率的に行なうための国の目標を重要な事項について定めるとともに、国民一般、特に農業者に理解と協力を求めるにとともに、都道府県が家畜改良増殖計画を立てるときの際よりどころにしたいと考えている次第であります。

第一項は、改良増殖目標を定める家畜は、牛、馬、めん羊、山羊、豚について定めることといたしまして、その他の家畜につきましては、必要な事態に應じて政令で追加ができるよう規定してあります。

農林大臣は、家畜改良増殖目標を定めたときは、これを公表することといたしてあります。これは、国及び都道府県の間関係者のみならず、種畜業者、家畜の飼養者である農業者等広く関係者に周知徹底をはかり協力を得る必要があるためでございます。

なお、家畜改良増殖目標を定める時期及び目標期間につきましては政令で定めることとしておりましたが、たとえ五年ごとと十年先までの目標というように、家畜の性質、畜産技術等を考え、かなり長期的なものとしてこれを立てる所存であります。

第二項は、家畜改良増殖目標の内容について規定しているものであります。が、家畜改良増殖目標は、家畜の種類ごとに、畜産物の需要の動向及び畜産経営の発展の方向に即して、産乳能力、産肉能力、体型、頭数あるいは耐暑性、耐寒性等、地域性に即した家畜の特性等について定めることとしておるのであります。

第三項におきましては、家畜改良増殖目標は、かなり長期にわたる家畜の改良増殖の基本方針を定めるものでありますから、学界、実業家を通じ、民間の有識者の意見を聞いて慎重を期するため、家畜改良増殖審議会の意見を聞かなければならないこととしておられます。

次に、第三条の三は、都道府県知事の定める家畜改良増殖計画に關して規定したものであります。すなわち第一項は、都道府県知事は農林大臣の定めた家畜改良増殖目標の方向に即して家畜改良増殖計画を定めることができることとしたものであります。

第二項は、この計画に盛り込むべき必要な事項を定めたものであります。

第一は、都道府県としての家畜改良増殖の目標でありまして、方向としめしは国の目標に即するものがあることが必要であると考えますが、その都道府県の自然的、経済的、社会的な諸事情が加味されるものと考えられます。

第二は、計画の期間で、国に準じて一応十年くらいを考慮しております。第三は、種雄畜の配置、利用及び更新に關する事項であります。この趣旨は、都道府県内の改良増殖を推進する際の基礎となる優良な種雄畜を適正に配置し、有効に利用することにより、家畜の改良増殖の所期の目的を達成せんとするものであります。第四は、都道府県内の種畜場、民間の生産家の施設等種雄畜の生産施設、家畜人工授精所、家畜人工授精を行なう種畜場等の家畜人工授精施設、その他畜産指導所、畜産基地農場、畜産試験場等の家畜改良増殖施設の整備拡充計画に關してであり、第五は、産乳または産肉等の能力検定事業の実施計画等に關してであり、第六は、講習会、共進会等の開催の方針及び計画等の記載を期待しております。第七は、以上のほか關係試験研究の計画に基づく指導計画等についての事項を考慮しております。

第三項は、都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めようとするときは、畜産に關する専門的知識または経験を有する者の意見を聞かなければならないこととしてありまして、これは、大學關係者、畜産及び農業団体の關係者、民間のブリーダー等が加わることを期待しているものであります。

第四項は、家畜改良増殖計画は、国の場合と同様、広く關係者の理解とこれに基づく協力を期待しているものでありますので、その公表について規定しているものであります。

次に、第三条の四につきましては、都道府県知事の定めた家畜改良増殖計画の実施に必要な国の援助について規定しているものでありまして、都道府県

に對しましては、国の所有する種畜の譲与、無償貸付または時価よりも低い對価による譲渡もしくは貸付、種畜の購入に要する経費の補助、乳牛及び豚について行なう能力検定事業の実施に要する経費の補助、畜産研修施設の設置及び講習会開催に要する経費の補助等の助成措置を講ずる所存であります。

次に、第三条の五につきましては、種畜に等級を付する場合、家畜人工授精所に懸養する種畜の規格を定める場合には、農林大臣または都道府県知事は、家畜改良増殖目標または家畜改良増殖計画の趣旨に沿ってその達成に資するものとなるように努めること、並びに、その他家畜登録事業、家畜改良増殖審議会等に関する各事項を運用するにあつても、改良増殖目標または家畜改良増殖計画の達成に資するよう努むべきことを規定しているものであります。

次に、第二章の種畜及び第三章の家畜人工授精の規定の整備であります。これは、近年家畜人工授精技術が著しく進歩し、たとえば精液の凍結保存法のごとく、精液を長期にわたって保存した後もなお授精能力を保存せしめることも可能となり、わが国においてもこれが実用化の機運にありますが、昭和二十五年現行法を制定した當時は、このような技術は想定されておらず、結果的には凍結精液の利用をはばむこととなるような規定がありますので、これを整備いたしましたのであります。

すなわち、第一に、この法律で家畜人工授精とは、牛、馬、めん羊、山羊または豚の雄から精液を採取し、処理し及び雌に注入することをいうのであ

りますが、他方、第四条第一項の規定により、家畜の雄は、農林大臣が毎年定期に行なう検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものでなければ、種付（家畜人工授精を含む）の用に供してはならないことになっております。すなわち、種畜でないものは、精液の採取の用に供してはならないことはもちろん、その精液を処理することにも、雌へ注入することも禁止されることとなりますので、種畜から採取した精液を凍結法等によつて長期保存した場合、その種畜の死亡または廃用後その精液を雌に注入することは、すでに種畜でなくなつてしまつてゐるものの精液を注入することになり、第四条第一項の規定に違反することになります。そこで、第四条第一項中「種付（家畜人工授精を含む）」を「種付又は家畜人工授精の用に供する精液の採取」に改めるとともに、第五条及び第九条の規定を同様な趣旨で改め、精液採取時に種畜であれば、精液注入時には、その種畜がすでに死亡、廃用等になつていてもその注入は違法ではないことを明らかにし、凍結精液の利用が円滑に行なわれることを期したものであります。

第二に、凍結精液等貯蔵精液を利用する場合に、雌畜に注入するときまでにかなりの日時を経過することもあり、また精液が幾人かの手を渡ることがありますので、現行の第九条第四項の、種畜の飼養者はその家畜人工授精用精液の注入を受ける雌の飼養者に対して精液採取証明書を交付しなければならぬという規定は、種畜飼養者に過重な義務を課することとなります。従いまして、第九条第四項から「精液採取証明書」を削ることとしたし、またこの点が改められまして、別に家畜人工授精師が精液証明書、授精証明書を発行することになっておりますので、人工授精用精液の注入を受けた雌の飼養者に対する精液採取証明書の交付を種畜の飼養者に義務づけなくとも、家畜人工授精の利用に支障はないものと思はれます。ただし、家畜人工授精師が、家畜人工授精用精液を採取し、検査した後その場で雌の家畜に注入する場合のことを考え、その注入を受けた雌の家畜の所有者から精液の採取に關する証明書を要求されたときは、家畜人工授精師は、正当な理由がなければ拒んではならないことを第十三条第四項として規定した次第であります。

第三章の二は、家畜登録事業に關する規定であります。家畜登録事業は、その運営よろしきを得れば、不良形質の淘汰、優良家畜の作出等に役立ち、家畜の改良にきまつて大きな役割を果たすものでありますので、これが今後の畜産の向こうべき方向に即して公正に運営されることを確保するために規制を加へることとしたのであります。

第三十二条の二の第一項におきまして、家畜登録事業を行なうとする者は、登録事業の実施に關する規程（登録規程という。）を定めて農林大臣の承認を受けなければならないものとした。

第二項は、登録規程において定めなければならない事項を掲げてあります。第一は登録する家畜の種類であります。第二は登録の種類及び方法であります。第三は、登録にどのような

第一類第八号 農林水産委員会議録第七号 昭和三十六年十月十二日

段階を設け、いかなる方向で登録するかは改良を能率的に進める上に重要であり、これらについて記載せしめることとしたのであります。第三は審査の基準に関する事項であります。第一項でも触れておりますように、登録は、家畜を一定の基準で審査いたしまして、その判定に基づいて行なうものでありますので、その基準が家畜改良増殖の向こうべき方向に即し、適切なものでなければなりません。第四は登録手数料であります。登録事業は、主として手数料収入によって運営されておりますが、他面、手数料が高過ぎる場合には、家畜飼養者に過重な負担を課することとなりますので、これが適切な水準に定められる必要があるもので、ここに掲げたのであります。第五は家畜登録簿に関する事項であります。家畜登録簿は、家畜登録の締めくくりであり、また基礎であるのみならず、家畜を交配しあるいは導入する際の重要な資料であるので、これは的確に作成され、容易に利用できるものでなければならぬと存する次第であります。

といたしました。

第五項は、家畜登録事業の廃止の場合の届出に関する規定であります。家畜登録事業を廃止しようとする場合、それまでの登録簿、その他の関係資料の散逸を防止する必要があるため、あらかじめ農林大臣にその旨届け出なければならぬことといたしました。

次に、第三十二条の三は、家畜登録事業の公正な運営を確保するための国の援助について規定しております。

第三十二条の四は、業務規程違反の場合の必要措置命令に関する規定であります。

第三十二条の五は、法令違反の場合の家畜登録簿機関に対する業務の停止命令に関する規定であります。

第二項は、農林大臣が家畜登録簿機関に対し業務の停止命令を行なう場合、これを公正に行なうための相当な予告期間を置くこととするとともに、処分にかかる者が意見を述べる等の機会を与えるための措置等、聴聞に関する措置を規定したものであります。

第三章の三は、家畜改良増殖審議会に関する規定であります。

家畜改良増殖目標を定め、また家畜の改良増殖に関する重要施策の企画、遂行にあたっては、広く学識経験者の意見を聞くことが適切であると考えまして、この審議会を設けることとしたのであります。

第三十二条の六から第三十二条の九までにおきまして、その設置、権限、組織及び会長について規定いたしております。

第三十二条の十は、部会の規定であります。これは、家畜の種類ごとにその改良増殖技術は分化している面が

少なくなく、また改良増殖上の問題点も家畜の種類ごとに異なる面があるため、部会を設けることができることといたしております。

次に、第三十四条に一項を加えましたが、これは、先に述べました家畜登録事業の公正な運営をはかるため、農林大臣の報告徴収権に規定したものであります。

第五章の罰則のうち第三十八条及び第四十条の規定を改めましたが、これは、新たにこの法律に家畜登録事業に関する規定等が加わったことに伴い所要の規定を加えたものであります。

最後に、附則におきましては、第一にこの法律の施行日を公布の日から九十日以内で政令で定める目といたしました。

附則第二項から第四項までの規定は、現在家畜登録事業を行なっている者は、この改正法が施行されてから一年以内にその登録に関する規程につき農林大臣の承認を得なければならぬものとする等の経過措置を定めたものであります。

附則第五項は、家畜改良増殖審議会の設置に伴う農林省設置法の改正に関する規定であります。

以上が家畜改良増殖法の一部を改正する法律案の概要でございます。

○野原委員長 昨日に引き続き本案の質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。芳賀貴君。

○芳賀委員 ただいま法案の補足説明が行なわれましたが、昨日質疑を保留しておりました中の、特に有畜農家畜

成基準の案が資料として出されておりますので、順序としてこの育成基準の内容について政府から詳細な説明を願います。

○森茂政府委員 有畜農家育成基準につきましては家畜改良増殖目標等を勘案して定めるところであります。

まず、家畜改良増殖目標を考へるといふことになりまして、今後における畜産物の需要がどの程度伸びるかということを中心として、現在の畜産物の需要を予想してみる必要があらうかと存じます。現在内部での一応の試算によるといたしまして、十年後の畜産物の需要がかりに三・七倍に伸びるとして、そのほとんど大部分を国内で自給するとすれば、家畜の改良によって産乳能力、産肉能力などの向上を見込み

まして、なお全体として現在の二倍の家畜飼養が必要となる。このうち特に乳牛については約三・三倍、豚については約四・四倍の頭数を必要とするといふことになるわけであります。従つて、今後の農業生産の選択的拡大、農業経営の近代化のために、このような畜産物の需要の動向に即した家畜増殖の見通しを勘案すべきだと考えます。

また、産乳あるいは産肉能力について家畜改良の見通しも勘案することといたしております。なおまた、農業経営の状況についてもこれを勘案して育成基準をきめるといふことになっております。現状を見ますと、たとえば、昭和三十年と昭和三十六年とを比較いたしますと、乳牛におきましては一・六頭が二・一頭に、それから豚につきま

しては一・五頭が二・五頭に逐次現在大きくなっているものであります。家畜飼養農家につきましても多頭数飼養の経営形態をとるものが漸次増加してお

り、今後この傾向は強まっていくものと予想されるのでございしますが、多頭数飼養農家の割合はいまだ低いのが現状でございます。このような現況及び最近の経営動向に照らしまして、今後の需要動向に即応して各家畜別に畜産経営のあるべき方向を考へ合わせなければならぬと思ひます。さらに農業経営の改善の目標等も勘案してきめなければならぬと思ひます。

ここにお手元に配付しました有畜農家育成基準の案は、これはいろいろ現在検討しております一試案でございます。現在までの基準といたしましては、農業経営における家畜飼養規模基準あるいは畜産経営改善指標及び経営条件等を見計らひまして、有畜農家の育成基準を今後定めていこうといふわけであります。そのうち、現在非常に低い平均規模だけに家畜導入の助成をしていかなる、今後は、農業生産の選択的拡大等の方向に即して、多頭数飼養にまで引き上げていくために必要と考へられる目標頭数をきめまして、それについても家畜導入について助成するということにいたして、こういう育成基準を考へておるわけでありまして、これらは将来非常に重要な問題でありますので、家畜改良増殖審議会の意見を聞いて定めていこう、こういう趣旨であります。

○芳賀委員 ただいま、この育成基準のもとになるものは改正案に出ているところの家畜改良増殖目標であるといふようなお話もありましたが、そうすると、その基本になる家畜改良増殖目標というものは、これは、法律によりまして、農林大臣が定めてこれを公表

段階を設け、いかなる方向で登録するかは改良を能率的に進める上に重要であり、これらについて記載せしめることとしたのであります。第三は審査の基準に関する事項であります。第一項でも触れておりますように、登録は、家畜を一定の基準で審査いたしまして、その判定に基づいて行なうものでありますので、その基準が家畜改良増殖の向こうべき方向に即し、適切なものでなければなりません。第四は登録手数料であります。登録事業は、主として手数料収入によって運営されておりますが、他面、手数料が高過ぎる場合には、家畜飼養者に過重な負担を課することとなりますので、これが適切な水準に定められる必要があるもので、ここに掲げたのであります。第五は家畜登録簿に関する事項であります。家畜登録簿は、家畜登録の締めくくりであり、また基礎であるのみならず、家畜を交配しあるいは導入する際の重要な資料であるので、これは的確に作成され、容易に利用できるものでなければならぬと存する次第であります。

第三項は、登録規程を変更する場合にも農林大臣の承認を受けなければならぬ旨を定めております。

第四項は、登録規程の承認及びその変更の承認の基準に関する規定であります。家畜登録事業は、今後の家畜改良増殖の方向に沿ひ公正に運営されなければならぬが、反面登録団体の自主性を尊重する必要がありますので、その登録規程が家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合及び家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切でない場合を除き承認すること

する、さらにまた、都道府県知事も、当該都道府県の目標を定めて公表することになっておるが、これが基本になるとすれば、この基本である増殖目標あるいはその計画ですね、これには第一次五カ年計画とかあるいは到達目標を十カ年後に置いてあるというふうになっておりますが、その大まかな増殖目標計画について、これは非常に大事な点だと思つたので、農林大臣の説明が要ると思うのですが、その前に一応局長から聞いておきます。

○森(茂)政府委員 御指摘の通り、家畜改良増殖目標を定めることにつきましては、家畜改良増殖審議会の意見を聞かなければならないということで、ただいまのところ考えておりますのは、一例を乳牛の場合にとりまして、十年先の目標といたしまして、能力については、現在、一乳期、約三百五日であります、一乳期の年平均乳量が約二十五石になっております。これを約二十八石に上げたい。それから、乳脂率でございますが、年平均三・三％に上げて、それを年平均三・五％に上げて、これを目標とする。それから、体型であります、若牛大に型にする。また、乳用牛の飼育地帯の拡大傾向に即しまして、西日本の暖地向きのものについては耐暑性を付与することなども目標になると考えております。

なお、改良増殖目標の中には増殖頭数も目標として示すことになっております。一般に家畜の増殖頭数は、目下農林省で種々検討中でございますので、その結果を待つて、家畜改良増殖審議会の意見を聞きまして、それ等も参酌して定めたいと思つております。

が、現在の私たちの目下の試算を一応仮定といたしますと、現在の約八十万頭を十年後に二百七十万頭にするというような目安が目標になるわけであります。

○芳賀委員 これは所得倍増計画と関係がありますか。

○森(茂)政府委員 所得倍増と大きく関係はいたしません。農林省におきまして所得倍増計画が実施された場合のその一環となる。関連がある事項でございます。

○芳賀委員 所得倍増計画も、農林水産部門の内容というのは非常に抽象的で、内容が明確にされておらぬが、特に畜産部門については、将来の農業の発展の主力を畜養業、果樹農業に置くということが方向としては規定されておるわけなんです。それで、十カ年計画の中では畜産全体の伸びを初年度の三倍というところに置いてあることは御存じの通りです。それから、特に牛乳の生産については六・七倍の伸びを見ておるわけですね。そうすると、単に畜産全体で三倍とか牛乳関係の牛乳生産においては六・七倍というその程度しか倍増計画の中には出てきておらないわけなんです。しかし、これを具体的に説明するということになれば、その三倍の内容というものはどういふものであるか、あるいは、牛乳生産の六・七倍というものは、具体的に牛乳の頭数どの程度ふえて、そうして現在の生産量に対して具体的に増加するかという、そういう内容というものは、これはやはり今度の法の内容に当然重大関連があると思う。ですから、その点について十分な説明が願いたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 一応各生産物別にあるいは需要供給の見通しを立てまして、ただいま御指摘の通り、畜産が三倍とかいろいろ積み上げ作業の案を各部局で検討中でございます。もちろんこれは農業基本法におきます農政審議会の御意見等もきまつて参ります。それから、また作業のいろいろなデータの持ち寄りで決定されることと思ひますが、そういう点等も見計らつてきめていかなければならぬ問題だと思つております。

○芳賀委員 あの倍増計画はだんだん積み上げてあつたのではないですか。結局、農業の部門とか畜産の部門は、そういう到達目標を作る基礎になったのは現在の畜産の現況というものが基礎になった、それに見通しをつけて十年後にどうなるということになったと思つたのです。だから、畜産局の方から積み上げていったんじゃないですか。何も作業もしないで、ただどこかでばく然とあつた数字が出て、それを下へだんだんおろすという作業をやつておるわけですか。

○森(茂)政府委員 もちろん生産物別に各局で積み上げて作業はいたしております。公定版といひますか最終案といひますか、それは、そういうことで今後農政審議会等の御意見等によりまして目標がある程度のもので確立されていくということでありまして、ばく然とやつておるわけではございませんで、試算はもちろん積み重ねてやつております。

牛にしても乳用牛あるいは役肉用牛等がそれぞれ出ておまして、乳牛の場合には現在大体八十八万五千頭、役肉牛が二百三十一万三千頭というふうになっておるが、その中で、特に牛乳の生産は現在の六・七倍にするというところになると、それを生産するに足る基礎になる乳牛をその時限で一体どれだけにするか、何百万頭にするかということ、これは当然これは計画として出ていなければならぬと思つておる。少なくとも五百五十万頭ないし六百万頭ぐらゐの乳牛というものは必要になつてくると思つたのですが、そういう計画というものを一体この改良増殖目標の中で農林大臣が定めてこれを公表する自信があるのかないのか、その点はどうなんですか。

○森(茂)政府委員 今指数として明らかにされておりますのは、経済審議会の農業近代化小委員会が報告した指数が一応先生の御指摘になつた数字でもありますし、私も試算していろいろ検討しております一つの指数であります。この増殖目標をきめていく場合に、それでは確定したものがきまらない間はきまらないのかということになりますけれども、増殖目標は、方法として、五年ごとに十カ年間見るといふことで、いろいろ、各産業、需要あるいは経済等の動向によつて情勢によつては五年目に改定されることがある、こういうわけでありまして、増殖目標をきめる方針といひますか、各方面の十分の検討を経た上で、御意見等も伺つて一応目標は確定されなければならぬ、こういうふうを考えております。

○芳賀委員 それでは、この法案がた

とせば成立した場合、成立後どのくらいの期間内に農林大臣が家畜改良増殖目標というものを策定してこれを公表するか。

○森(茂)政府委員 私ども事務当局といたしましては、なるべく作業を急ぎまして、改良増殖審議会なども開催しまして、各家畜種類別にいろいろ各専門家、学識経験者の御意見等も伺ひまして、全体の動向は動向として並行的に検討されるべきものだと思ひますが、ここがきまらなければならぬというところでなく、各生産物別に、いろいろ関連はございしますが、ある条件のもとにそういう作業を続けてきまして、なるべく増殖審議会の結論等もいただきまして、決定、公表したいと思ひます。

○芳賀委員 通常国会にこの法案を提案した当時は、目標の計画の出発年次を昭和何年に置こうかと考えておつたのですか。

○森(茂)政府委員 一応、三十五年を基礎として、三十六年から四十五年、こういうわけでありました。

○芳賀委員 そうすると、所得倍増計画と歩調が同じことになるわけですね。そうすると、一年ごとか二年ごとに目標を立てるというわけではないでしよう。三十五年が基準年度ということになると、三十六年を第一年度にして、最初の五カ年計画ではどうする、そういう目標が出てくると思つたのです。現在はまだ目標に対する検討というものは全然行なつていないわけですね。

○森(茂)政府委員 ただいまでは、先ほど申し上げました経済審議会の農業近代化小委員会等に協力いたしまして

しばしば御注意も承っておりまします、しばしば国会におきましても熱心に御主張になっておることでもありますから、それは政府におきましても十分意を用いて、万遺漏なくとも申し上げかねますけれども、最善を尽くしてやっておるのでございますから、今後ともその御要望にこたえてわれわれも善処して参る。その一端として明年度予算の話をいたしたわけでありますから、さよう御承知をいただきますと思ひます。

○**芳賀委員** 飼料問題については、関係の農民、生産者あるいは心ある国民は非常に重要視しておるが、残念ながら、一番肝心な政府がこれに対する関心が薄い、政策がない、何らの施策も持っていないという事は、これは河野さん一番御存じのはずなんです。ですから、無為無策で、えさの問題は大事故だと言つて、無計画に、予算だけ取ればいいじゃないかということでは済まぬと思うのです。たとえば長期計画を立てる場合においても、自給飼料とあるいは購入飼料等について、家畜の増殖に伴つてどういふような長期計画を立てるかというこの制度的な基本というものが全然ないわけですね。ですから、せつかく家畜の長期的な増殖計画を法律を基礎にして立てようとするならば、飼料もこれを重要に考へて取り入れた総合的な長期計画をこの機会に立てる制度的な基礎を作る必要があるんじゃないかというふうなことを考へておるわけで、その点を尋ねておるわけです。

○**河野国務大臣** 私、すべて御承知のことと思ひますから、あまり深く申し上げませんでしたが、たとえば飼料需給安定法その他、飼料については、これまで当委員会において熱心に御主張になり、しかも関係の法律も制定されており、そして今日えさは肥料以上に重要に取り上げられておるというふうな関係にございまして、われわれはこの問題を法案の中にはあまり強く取り上げていない、こういうことでございまして。今日のいわゆる濃厚飼料と申しますか、食糧法の中におきましてはわれわれは相当にこれを考慮して、そして政府としてもこれに対する各般の施策を講じております。また、そして一番手薄と申しますれば、牧草であり、牧野であると私は思ひます。これは、何さまが国が欧米のそれに比べて土地が狭いというふうなことから、自給飼料の面において非常に困難なものでございまして、これとて、単作地帯等に今後大いにこれを奨励して参らなければいかぬというふうなことも考へつつ、せつかく施策を練つておる次第でございまして。

○**芳賀委員** 今大臣は飼料需給安定法に触れたが、これは、法律自身が生まれるときから非常に変形な法律であつて、最初からそれほど大きな役割を果たしていないが、特に時代が変つた現在では、現行の飼料需給安定法というものは、あつてもなくてもいいじゃないかという程度のものであつておるわけですね。ただ輸入飼料をあの法律で扱つて、それは主としてえさ業者がそれを分け取りするというふうなことであつて、ほんとうの意味の畜産と密着したえさの制度ということにはなつていないわけですね。しかも、施策は、農林省の中でも畜産局が中心になつて立てるが、その輸入飼料の取り扱いは食糧庁がやつておるというふうなことになるおつて、機構的にも、農林省の中で一番何が弱いかにいふと、これは畜産局が弱いということになつておるわけですね。今度は畜産に對して熱意のある河野さんが農林大臣に就任されたので、今までは飼料行政を直接扱う畜産局の陣容の強化等についても相当期待したようなことをやられると思ひますが、そのようなことで、行政面においても制度面においても、えさの問題というものはほんとうに無策の状態に置かれておるわけですね。ですから、この際国会においてもわれわれの方からは十分適切な意見は出しておるが、これが実行に移されていらないわけですね。従つて、この際畜産物価格の安定法も提案されましたし、現在このような法律の審議が行なわれておるときですから、やはり前向きな態度で新しい農林大臣の熱意というものを表明してもらつて、審議を経て、来年度は予算獲得とあわせて積極的な政策の実行というものがぜひ必要だと思ひます。きょうは枝葉末節の議論をする考へはないが、権威者であつても、やはり時代に合わない考へを持っているとたいぶずれていく場合もあるからして、そういう点についてお尋ねしておるのです。

○**河野国務大臣** 御指摘の点、十分注意をいたしまして、畜産の増殖改良は飼料の改良増殖であるということに意を用ひまして、極力御期待に沿うように善処したいと思ひますから、さよう御了承願ひます。

○**芳賀委員** その点は承りました。したが、もう一点、家畜の今後の増殖については、大臣はただいま共同化方式

等を中心にして多数飼育の方式をとつて伸ばしていきたいということ、これは当然なことでありまして、先ほど申しましたように、倍増計画によつても、牛乳については大体現在の六・七倍で、それから、七倍程度の伸長を期待しておるわけで、これは牛乳生産が一十二百万石くらいと思ひますが、そうなる、十年後には七倍近くということになると八千五百万石から九千万石くらいになる牛乳が生産されるということになるわけであつて、これを生産する乳牛は現在約八十八万五千頭程度でありまして、それを牛乳の生産と同じ伸び率で頭数をふやすとすれば、十年後には約六百万頭の乳牛が現存するという時代が来るわけですね。そうなる、結局どういふふうにしてこれを伸ばすかという問題になつてくるのです。

○**河野国務大臣** 別の機会に御説明申し上げました通りに、農村の構造改革をやつて参るつもりであります。その際、畜産増殖地帯というふうなものもそれぞれ設定いたしました。現在畜産全体で地区として千五百、乳牛といひまして八百六十町村程度を一応目途をいたしまして構造改善をいたして参りたいという設計を一応胸算用をいた

しております。こういったした場合に、それぞれの町村において個人が乳牛等をふやします場合には、それぞれ低利の貸付金をする、それから共同の設備等については高率の補助をするというふうなことにして増殖をはかつて参りたいと考へておるわけでござい

○**芳賀委員** ただいまの点について、金融措置等については、従来は主として畜農家創設資金を経て家畜導入を行なつており、あるいはまた国有貸付牛制度を設けて国が家畜の個体を貸し付けて、そして子牛が出た場合にはそれを返還する、こういう道が講ぜられておつたが、今度は畜農家創設資金というものがなくなるわけですね。それはすべて農業近代化資金の方に切りかえるということになつておるのです。が、この近代化という名前は、聞いてみると非常にいいが、内容が貧弱きわまるものであつて、前国会においてはこの法案も審議未了になつたわけですね。前国会は河野さんが大臣時代ではないから周知しないことだが、大臣になつた以上は、近代化資金法にしてもあのままのものを今度もまた出したわけですが、それでは畜産部面に貢献するような資金というものはほとんどないのです。ないということになれば、この際、これも現在審議中でありまして、それでは近代化資金法をどうするかという問題になつておるわけですね。ですから、今までの審議未了で再提案された法律は全部あなた

○**河野国務大臣** 別の機会に御説明申し上げました通りに、農村の構造改革をやつて参るつもりであります。その際、畜産増殖地帯というふうなものもそれぞれ設定いたしました。現在畜産全体で地区として千五百、乳牛といひまして八百六十町村程度を一応目途をいたしまして構造改善をいたして参りたいという設計を一応胸算用をいた

○**河野国務大臣** 別の機会に御説明申し上げました通りに、農村の構造改革をやつて参るつもりであります。その際、畜産増殖地帯というふうなものもそれぞれ設定いたしました。現在畜産全体で地区として千五百、乳牛といひまして八百六十町村程度を一応目途をいたしまして構造改善をいたして参りたいという設計を一応胸算用をいた

だ、貧弱過ぎるというものはやはり形を改めて国会に出す必要があると思うのですが、そういうお考えはないのですか。

○河野国務大臣 近代化資金、これは、御承知の通り、従来のそういう資金をまとめて近代化資金にして、そして融通性を持っていくというところであると思うのであります。私が今申しましたのは、それは別途、構造改善の資金を出していく、こういうことでございます。そこで、今御指摘の通り、もう一ぺん再検討したらどうか、こういうお話でございますけれども、農村の現状から見まして、私は、やることはほとんどやっておいて、そして直せるときには直していつて、何でもきめをこまかくいくことがいいのじゃないか、そうすることが、農村の事情に合うのではなからうかという気持ちがいたすのでございます。まことに勝手なことを申し上げて恐縮でございますが、そういう意味で一つ御協力をいただきたい。できるだけのことは私も努力いたしますが、それじゃお前がなつたんだから何もかもやり変えたらいいじゃないかといったところで、そう何もかも一ぺんにやれるものじゃありませんから、できるところからできるだけ皆さんの御協力をいただいて努力して参りますから、一つそこらのところをよろしく御協力願いたい、こうお願いを申し上げる次第であります。

○芳賀委員 われわれもあなたを万能選手だとは考えていないのですよ。河野内閣でもできればこれは思う通りのことがやれると思うが、しかし、就任されると、基本法についても、あの程度の基本法では足りない、やはりそ

れにプラス・アルファをつけなければならぬということで、それはお説の通りです。法律についても、プラス・アルファという要素は、前の通りで出しておるから全然そこから出てこないわけですから、これは大臣の意思がそこにあるとすれば、十分われわれは審議を尽くして、むしろこれは国会において足らざるを直すという形で法案の審議を進めた方が効果的であると、いふように実は考えておる。近代化法についても、農協を中心とした系統の資金を使わして、それに対してわずかな分だけの利子補給、毎月一分ならまだ話はわかるが、一年間にわずかに一分の利子補給をして、これで近代化資金でありますかというところは、これは農村では通用しない。だから、われわれとしても、そういう法案を審議するということについてはちよつとばかばかしくなる。むしろ、できれば、政府がこの際近代化資金等についてはもう少し国の負担をふやすのであれば、そういう点を改めるとか、いや国会でやつてもらいたいということであれば、われわれは委員会でも審議してその点を改めるとか、能率的な国会の審議をせひ進めていきたいと考えておるの、その点に対して腹藏のない意見を聞かしてもらいたい。

○河野国務大臣 その点はごもっともの御意見でございますが、これも別の機会に申し上げました通りに、農村の金融全体から割り出して考えまさんと、なかなか困難な点があると私は思うのでございます。しかも、現在わが国の金融界の実情等から徴しまして、金利は上向いております。そのときに、近代化資金、これはもちろん

農業資金でございますから低利でなければいかぬことは当然でございます。私は今構造改善に要する資金は五分でいこうという考えでございますが、一方が五分でありながら近代化が七分五厘はおかしいじゃないかということになるわけでございます。しかし、構造改善の方は、基本的にこれはいいんだから一つ各農家の構造を立て直す意味において五分でいきたい、こういうことでせうか。今大蔵省と折衝をいたしておる段階でございます。しからば農業関係の金利を全部五分にしたらどうか、そういうことになればけっこうでございます。ところが、他の産業とのつり合い等もときには出て参ります。全然つり合いも考えちゃいかぬという御意見も、むしろありますけれども、そうばかりも参りかねる点もあります。私は、今、金利の安いことも必要でございますが、金の量の多いことも必要であるというふうな意味合いから考えまして、適当にこれらを勘案いたしまして、まず金額をふやそうという方に重点を置いて、そして適当な時期が来たらばこれをまた下げる方に努力していきたい。あわせて、農村の金融関係全体についてどういふふうにしていくたらよからうかということも、今日すでに各方面に御意見が出ておりますように、片道通行の農村金融というふうなことにしてはすでに御議論がおります。これは、たびたび私は承っております。というふうなことでありますから、これらも、全体の農村の金融をどうするかということも勘案いたしまして、早晩私は皆さんの御意見も十分拝聴し勘案して結論を出さなければならぬ段階が来るとは考えますけれども、今さしあたっては、今申し上げましたような点で、金利よりもむしろ量をふやすという方でもいいというふうな考えでおる次第でございますから、一つ御了承をいただいて御協力をちょうだいしたいと思ひます。

○芳賀委員 金融問題は別々の機会があると思いますが、特にこの際、畜産関係の団体の問題について、大臣の新しい構想があるようにも新聞等に出ておるわけですね。かつて河野さんが農林大臣当時、畜産会なる団体を作られたこともありますが、今度はまたそれと違つて何か酪農會議というような會議機構を作りたいというようなことが放送をされておるわけですが、この点についてはまた何か新構想というものはあるのですか。

○河野国務大臣 別に私は新構想は持つておりません。明確に申し上げます。ところが、最近特に各方面からお話の出出ておることは、現在の農業団体を縦割りに一ぺん考え直したらどうかという御意見が相当有力に出ております。私自身まだこれについて意見は述べておりません。つまり、畜産とか果樹、園芸とかいうような団体を、かつて申せば現在の農協の幹部の方面からそういう御意見を私は承つておりますが、考え直したらどうかという御意見を承つておるのでございますが、どういふふうにかが扱われていくべきものか、扱つていくべきものかというところをせうか今思案中でございますが、そういう意見のありますことは聞いております。畜産につきましては、その大きな一部門として、すでに農協方面からそういう意見が私のところには進達されております。これら

等もあわせ考えまして、どういふ結論にいったらよからうかということ、民間各方面に御意見を承つておるの現在の段階でございます。

○芳賀委員 次に、この法律に關係がありますが、優良な種畜、これの登録機関というものが今まであったわけですが、今度は、この法律改正によつて、登録機関、登録団体等について、これは政府が認定するというような構想も進められておるが、これは事務官でわかることではあります、農林大臣としてはこの登録団体等についてはどういふ考えでこれを進めるかという、その考えだけでいいわけですが、伺いたい。

○河野国務大臣 現在のわが国の家畜の登録制度は、実は自分で申して恐縮でございますが、おおむね私が手がけたものでございます。昭和十年から十四、五年ごろの間に、豚の登録、鶏馬の登録、——乳牛の登録はすでにございましたが、これらを整備補充いたしましたのは、私が戦争によつて一応分派いたしました。現に必要によつてそれらが分派、分裂して、中央にそれぞれ機関があるのが現状でございます。これが下部に参りましては、それぞれ果段階におきましてはおそらく私は一本になつておると思ひます。そういうことで、系統的にもしくは機能的に組織的にどういふふうにか直すべきか、現状がいいかというところは、非常に問題があると思ひますが、私は、今まで別にこれに関心を持つて深く研究したことがございませんので、私自身ただいまは白紙でございます。この法律の中に

あります。これも、実は、将来どういふふうにして参るかというふうなことに
ついては、今申し上げる通り、私はこ
れらのことについては白紙で考えてお
りますので、なお今後民間各方面の御
意見を承って、しかるべきいい方向、
処置をとった方がいいじゃないか、こ
う思うのが現在の気持ちでございます。

○芳賀委員 次に、人工授精の問題で
すが、最近雄の種馬の数が減つて、
人工授精がふえているわけですが、こ
も、この人工授精をやする場合、現地
には人工授精師が必要なことになつて
きておるわけですが、これは、地方によ
つては、たとえば畜産関係の事業をや
つておる農協であるとかあるいは共済組
合であるとかいろいろな機関がこの人
工授精師をそこに設置して、そうして
事業を進めておるわけですが、今度の
法律改正の場合には、特にこの人工授
精関係の問題を法律の中に相当強く出
してきておるわけですが、そうなりま
す、この増殖というか、人工授精の仕
事を一番推進しておる現地の授精師の
そういう設置とか、それに対する国の
助成の問題等についても、この際やは
り具体的にその方向を明らかにしてお
く必要があると思ひますが、それらの
点についても現在の政府の構想の中
には積極的なものがないわけではござ
います、この人工授精師の設置の件につ
いては、今後どういふふうにかこれを積
極化していくか、大臣のお考えを聞き
たいと思ひます。

○河野国務大臣 実は、人工授精のお
話が出ましたが、私はこれは相当専門
家なんです。それで、わが国に人工授
精を始めたのは、実は私が始めたので
す。当時、農林省が非常に人工授精を

きらいまして、なかなか人工授精に踏
み切らなかつた。それを、牛の人工授
精を私は実は団体長として奨励をいた
しました。それが成績が割合によろし
いので、これが取り上げられるように
なつたのが初めてでございます。と
ころが、馬につきましては、たゞいまお
話がございますが、わが国では馬の人
工授精はやつておりません。なぜや
つていないかと申しますと、これは、競
馬馬は人工授精は登録上疑義があると
いうことで、欧米各国ともいたしま
せんで、それになつてわが国におい
ても人工授精の馬は競馬馬として適
当でないといふことになつておるま
す。しかし、乳牛等については、私は
極力これは奨励すべきものと思ひま
す。従つて、たゞいま御指摘の点につ
きましては、十分注意をいたしまし
て、畜産増殖の意味において、私は、
人工授精はどんどん奨励していくべき
ものだと思ひます。ただし、人工授精
をやするために非常に大きな設備が要
るとか機関が要るとかいうようなこと
ではないかと私は考へます。しかも、こ
れらの精液の処理等も非常に進んでお
りますから、それほど大したことなし
に、ただ間違ひぬように的確にこれを
奨励して参るといふことで足りるん
じゃないかと思ひますが、なお今後の
研究等によつていろいろ変更もござ
いましょうが、この点については十分注
意して指導して参りたい、こう思ひ次
第であります。

○芳賀委員 馬の場合、競馬馬の場合
には人工授精の競馬馬はともなう競走
力が鈍るというふうなことも、これは迷
信かもしれません、一応われわれは
聞いておる。しかし、一般の農耕馬等
については、地方はほとんど人工授精
をやつておるわけですが、すなわち、河
野さんが人工授精の元祖であるとい
ふ、その程度のことではやはり頭に入
れておかぬと、競馬馬だけにこり固ま
つておられないかと思ひます。雄の種馬もあ
なただけだといふことはわれわれ承知
しておりますが、問題は、その設備よ
りも、人工授精師が優秀な技術者とし
て各地に受け入れられるというふうな
や、やはり国の助長政策というものがこ
の際速急に必要でないか、そういうふう
に考へておるので、その点を指摘した
わけですが、

あと足鹿委員からも質問があります
が、最後に、先ほど私が指摘した通
り、農林省の機構の中で一番弱いのは
何かといふと、これは畜産局というこ
とに歴史的になつておるわけですが、
それから、有能なる局長だけを強めて
も、これは十分な仕事はできないと思
ひます。特に最近食糧増産のために人材を
集めておるといふわけでもないが、と
にかくあなたが食糧増産だけをやつて
おるのだから、自然にそこを中心が移
つておることと事実ですが、われわれの
期待は、今後の日本の農業は畜産農業
を主体として発展の期待が持てるとい
ふことになれば、その一番長期的に大
事な部門の強化ということがむしろ食
糧法の改正以上に大事であるといふ
うに考へておるのです。これは老練心
ながら申し上げるわけですが、ぜひこ
の機構の強化等については大臣の判断
によつて十分今後改善された方がいい
んじゃないかと率直に申し上げるわけ
ですが、いかがですか。

○河野国務大臣 誤解が起るといけ
ませんから一言申し上げておきます
が、競馬馬につきましても、人工授精
して能力は落ちません。これは、私は
人工授精の競馬馬を買ひまして走らせ
ましたが、非常に優秀な馬でありまし
て、能力が落ちるといふのは誤解であ
ります。そういううわさもありますけ
れども、そのためではないのでござ
いまして、血統の正確を期することが困
難であるという意味で、競走馬につ
いては人工授精は適當でないといふこ
とが行政の上に取り上げられておる
うことでございます。

また、その他の一般農耕馬のお話
が、出ましたが、これは私もまだ研究が足
りませんが、馬に關する限り、精液の
運搬が困難である、時間的に長く保
存にたえない、——牛の方は全然違
ひますけれども、そういう關係で、馬の場
合に人工授精が割合少のうござい
ます。が、しかし、御指摘の人工授精師
といふのは、それはどやかまいこと
かどうかまだ研究が足りませんので、
よく諸般の点を注意いたしまして指導
して参りたいと思ひます。

なおまた、最後に、畜産局を強化す
べしといふことにつきましては、私も
同様の考へを持っておりますから、今
後十分注意いたしまして御期待に沿
うように善処いたしたいと思ひます。

○足鹿委員 農林大臣に二、三お尋ね
を申し上げたいのですが、畜産政策全
般につきましては本日のところは差し
控へまして、ただいま審議中の家畜改
良増殖法に關連いたしまして主として
飼ひたいのであります。

大臣も御存じのように、最近の消費
の状況、また一方農業情勢の推移、ま
た今後の発展の見通し等を見ました場
合において、畜産の占める地位とい
うのは非常に大きくなつておると思
ひます。が、その大ききにもまた内容を
検討してみますといふいろいろな面が
出てくると思ひます。たとえば、
農業情勢の面から見た場合に、最近急
速な農業機械化が進みまして、大型、
中型、小型の動力農具が著しく農村に
普及導入されて、今後はますます拡大
される傾向にある。こういう情勢の中
にあって、畜産には、従来、日本産の
和牛といふ一点から考へてみた場合
に、役牛中心の奨励政策といふもの
が、かつてはとられてきたと思ひます。
それは、宗教上の關係宗教上の影響その他
いろいろな事情もありまして、肉食を
きらつた時代が過去において相當続
き、また、この傾向は必ずしも拭き
きれないといふようないきさつか
ら、従来は、肉牛といふものに対する
関心といふよりも、役牛としての和牛
畜産、こういうふうにか考へられてお
つたと思ひます。そういう実情
から見た場合におきまして、それが漸
次役肉兼用種という形に進んで、一
方においては乳牛の役牛の利用、活用
という面等、一方におきまして農業機
械の普及等を推進力として、農村
の実情といふものは役牛に依存する度
合は著しく減退しつつあるのが今日の
姿ではないかと思ひます。その
ういふ実情から考へた場合におきま
して、ただいま審議をしております家畜
の改良増殖と一口に申しましても、そ
の内容を、現在の時点、また将来の見
通しの立場に立つてこれを検討して、
実情に即した、そして時代の趨勢に
マッチした対策が必要ではないかと思
うのであります。が、しかし、今回提

合において、畜産の占める地位とい
うのは非常に大きくなつておると思
ひます。が、その大ききにもまた内容を
検討してみますといふいろいろな面が
出てくると思ひます。たとえば、
農業情勢の面から見た場合に、最近急
速な農業機械化が進みまして、大型、
中型、小型の動力農具が著しく農村に
普及導入されて、今後はますます拡大
される傾向にある。こういう情勢の中
にあって、畜産には、従来、日本産の
和牛といふ一点から考へてみた場合
に、役牛中心の奨励政策といふもの
が、かつてはとられてきたと思ひます。
それは、宗教上の關係宗教上の影響その他
いろいろな事情もありまして、肉食を
きらつた時代が過去において相當続
き、また、この傾向は必ずしも拭き
きれないといふようないきさつか
ら、従来は、肉牛といふものに対する
関心といふよりも、役牛としての和牛
畜産、こういうふうにか考へられてお
つたと思ひます。そういう実情
から見た場合におきまして、それが漸
次役肉兼用種という形に進んで、一
方においては乳牛の役牛の利用、活用
という面等、一方におきまして農業機
械の普及等を推進力として、農村
の実情といふものは役牛に依存する度
合は著しく減退しつつあるのが今日の
姿ではないかと思ひます。その
ういふ実情から考へた場合におきま
して、ただいま審議をしております家畜
の改良増殖と一口に申しましても、そ
の内容を、現在の時点、また将来の見
通しの立場に立つてこれを検討して、
実情に即した、そして時代の趨勢に
マッチした対策が必要ではないかと思
うのであります。が、しかし、今回提

案されました家畜改良増殖法の一部改正は、それらの点についてこれに対する対策が十分盛り込まれておらないからあるのではないかと、私には理解しておるのではありません。ただいまも登録のお話がありました。和牛、肉牛、産地等におきましては、やはり肉牛を主として見た登録というふうな実情というものはないのではないかと、依然として従来の方針である役牛中心あるいは役肉兼用種としての優良種牛あるいはその典型的な姿の牛を登録している。また、その登録を受けること自体によってその価値が高まるということに驚き身をやつす農村の一部の人たちも現存しておる。これに対する重要な反省ということが、私は家畜増殖法の根底に横たわる問題として解決していかねばならない大きな問題ではないかと思つておられます。特に最近の情勢から見ましてそのことを通感いたしておるわけでありまして、これに対する農林大臣の御所見をこの際明らかにしていただきたいと思つておられます。

○河野国務大臣 まことにございともな御意見でありまして、私も全然同感でございます。われわれは時代の要求に基づいて適切な種類を奨励し増殖して参るといふことが農家経営を改善向上する上において絶対必要である。御指摘の通りに、現在の和牛が役肉兼用、改良和種といふことの期待においてやっておりますこともその通りだと考えます。三十年になりますか、昭和の初めに、昭和十二、三年ごろと記憶いたします。現在の和牛、改良和種を固定いたしました、そしてこれを登録の基礎にいたしましたことは、当時私

は畜産団体の会長として関係いたしましたおりましたので、それ以来今日までその歴史が続いてきておるといふことは、御指摘の通りであります。これは、私は、すみやかにこれらの品種を改良改善いたしまして要請にこたえ、これをおもに増殖の基盤にするといふことは、足鹿委員の御指摘の通り、十分深く行政の上に注意を払い、深く検討を加えてやつて参らなければならぬ。私としては、深くその点については関心をもち、遅滞なく御期待に沿うようにやつて参りたい所存でございます。

○足鹿委員 現在の登録事業の具体的な内容、その手続、そういうことは専門的なことでありますから、私は別に触れない。それから、別に大した議論をする必要はないと思つて、大臣の今の御所見で、十分今後対策を講ずるといふことでありますが、むしろあなたの方の御主張の構造改善の一環としての畜産の地位というものを重視して施策を進めていくという見地から、今後の問題ではなくして、現在の問題として、これは速急に対策を講ずべきではないか。たとえば、多頭飼育といふことが一つの問題になり、これは何人もこの方針に反対する者はございませぬ。私も賛成であります。この多頭飼育の場合におきまして、従来の方針といふものが、たとえば政府の頭が変わり私どもの頭が変つても、農家に浸透するには相当の時間がかかります。また、それが、考え方が浸透しても、これを実際に切りかえていくといふことになりまして、先刻もいろいろ近代化資金の点で御質疑がありましたように、資金の關係と

かいろいろ農業経営の実情から、そう簡単に参るものではありません。従つて、これは、それに必要な国の助長、育成といふことが一面に伴わない限り、なかなか早急には切りかえは困難ではないかと思つておられます。そういう点から考えてみますと、従来は、すぐれた毛並みなりタイプなり、そして肉用種としても適当であり、また役牛としての牽引力なりあるいは役牛としての耐久力なり、そういうことに對する面から大体登録事業といふものは行なわれておるのではないかと、思つて、従つて、たくさん牛を飼うよりも、その登録の条件に合致したような、そして品質をその他において定められた審査に適合するようなものを農家としては育成することが有利でありかつ畜産家としての誇りである。だから、多くを飼うよりも優秀なものを少数飼つていく、こういう気持ちが、これはもう農家の頭の中を貫く信念のようになっておると思つて、そういう一つの現実によつた場合に、新しく多頭飼育といふ基本方針が展開され、それが実践されようとしておるわけでありまして、これは必ずしも一致しないと思つて、現実においてすでに矛盾を露呈しておると思つておられます。そういう点から、この際、家畜改良増殖法の一部改正を企図された以上は、そういう切実な国の施策として、また農家を以てよろしめる受当な飼育の基本方針に即応した登録事業等についての必要な施策が当然講ぜられなければならぬ。

ところが、日本におけるところの肉用牛あるいは肉畜といふようなものの現状について考えてみますと、従来の

方針からあまり前進しておらない。肉牛あるいは肉豚その他の肉畜、そういうものに対する育成普及、それを中心とした新しい登録体系の整備充実という点については、これはまことに残念ながら欠くるものがあるように私は痛感しておるのではありません。たとえば、ペーコン用の豚がすでに海外において考へられ、それはもうすでに実用化しております。先般私見してきたのでありますが、豚のそらない、そして豚のうんと長い、従来のわれわれが考へておつた豚といふものとはおおよそかけ離れた異形のもので、そういうものが、すでに農家に目的によつてそれが必要によつて飼われ、家畜の体型等も変わつておる。先日聞かれました、わが国にもそれらのものが基本的な若干輸入されたといふことも聞きまして、注意をしておられるといふことは私もよくわかるわけでありまして、すでに海外においてはそれが加工専用の豚といふことで農家に飼育され、成果をあげておる段階だ。わが国においてはまだ役肉兼用の思想があるが、これを清算して、むしろ農業機械化が進むにつれて役畜としての和牛の存在価値といふものよりも肉の原料としての和牛、こういうふうになりまた役牛なり、肉牛の廃用になつたものは加工用の原料としてこれを主として使つていくといふふうになつて分けておるし、今後も行なわれるべきでありましよう。将来わが国の畜産が海外の畜産と競争していくといふ場合において最も注目すべき点は、日本のすぐれた和牛の肉、このものであるならば、輸出競争の面から言つても、その品質す

べての点について決して劣らぬきわめて優秀なものであるといふことは何人も認めておる点でありまして、少くとも、この段階にあっては、直ちに家畜改良増殖の基本をまず直視して、それに対する基本的な対策、措置を講ずべきではないか。そのためには、畜産試験場なりあるいはすべての畜産技術者を投入し、これをすみやかにその体系に従つて農家に進めていくといふ具体策を伴わなければ、ただ単に、われわれがいただいた畜農家の育成基準案であるとか、あるいは不足な飼料対策をどう自給化していくかといふような点について必ずしも適宜の措置を伴わないこのような基準案が、はたして何ほど農家の畜産奨励の上に役立つか。これは政策の基準としては私どもはよく理解いたしますが、少くとも農家にこの基準を実践していくその中にある、今私が述べたような具体的なものが裏づけられ、伴つてこそ、初めて農家も納得をし、その方がほんとうに有利であり、自分たちにはそれがいいという判断がつくのではないかと。いたずらにここに基準を作つて示してみても、いろいろな農家の事情、特に金融上の問題、また、生産されたものの価格上の不安、飼料等に対する不安、いろいろなものから、これは言うべくしてなかなか実行不可能な点もあるやに思つておられます。そういう点から見まして、今度の改良増殖法の一部改正はほんとうの根幹に手が伸びておらぬうらみがあるように思つておられます。このこと自体の内容につきましても、他の委員からすでに論議されたいと思つたので、私は重複は避けませんが、肝心な点が欠けておるようには私は思

います。この点について事務当局はすでにこれを前の国会から引き続き検討されたことでもありましようし、これはこれとして、通常国会とか次の機会に、今述べたようなことも一例として、新しい畜産を振興し、これを奨励していく具体的な中身のある施策を法的に盛り上げて、そして御提案になる御意思はないのでありましようか。この点を特に農林大臣から明確にしたいだきしたいと思います。

○河野國務大臣 たいだんだん御指摘の点、一々ごもっともでございます。ただ、私、考えますのに、何分わが国の農業から役肉一体ということ、いわゆる有畜農業として役肉に今日まで重点が置かれてきました。従って、役肉の場合には数の多いことを欲しません。従って、一戸一頭もしくは多くても二頭ということになって今日まで参りました。そういう意味において、役肉種として今日の改良和種が奨励され登録され、品種の改良をいたしておるのが現状であると私は考えます。今御指摘のように順次肉牛に重点を置いておるかもしれませんが、私の知る限りにおきましては、従来の改良和種をそのまま登録し改良対象になつておると思ふのであります。しかし、これは御指摘の豚等において順次肉に對する依存度が非常に強くなりました。農役の場合においては、これは機械化されまして順次肉に對するウェイトが重くなつて参りました。従って、改良の方向も、急激とは申しませんが、順次そういう方向に行くべきものと考えます。従って、畜産試験場を中心としたしまして、わが国のそれぞれの専門家の間にそういう方向に改良される

ものと期待いたします。また、登録その他におきましても、改良指導の場合においても、そういう方向に行くべきものと考えます。私いたしましては、今後それらの点に十分注意いたしまして、牛といわず豚といわず、その他畜産に對するわが国内の需要度が増しておりますその需要の方向にこたえつつ供給を増大して参るということにいたして参りたいと考えます。従って、それならば次の機会にさらに直して法案を出したらどうかということですが、私は、基本的に、出す必要があれば出るにやぶさかではございませうが、この法律がございませうれば、行政の面において十分それらの点を注意いたしまして、また遅滞なく行政の面においてこれを指導して参りたいということに考えておりますから、せつかく一つ御協力を賜わらんことをお願いする次第であります。

○足産委員 これは大臣でなくともけっこうであります。今の大臣の答弁から、いろいろ種畜場あるいは畜産試験場等において研究しておるということでありまして、役肉兼用の和種の改良を進めることによってその中から肉専用の和種というものを考えておられるのか、あるいはその種を海外に求めて新しい日本の風土に適した肉牛の育成という方向をなさうとしておられるのか。また、現在種畜場その他にあるのか、それが具体的にどういうものがある、あるいはこれをどういうふうにするんだという実例がありますならば、この際一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、もう一つは、私どもが農村を歩いてみましても、昔の田園風景とは著しく変わつてきた。牛で耕耘をし、牛でしろかきをし、田ごしらえをする、あるいはこれからの麦まきの準備をするというふうな姿はだんだん少なくなつて、かわつて農業機械の発動機の音が耳をつく、こういう姿が漸次大きく映つてくるように推移してきておりますが、政府の手元において、あるいは畜産団体の手元において、過去の役牛の統計、現在の純粋な役牛の統計というふうなこの推移を示すような資料を政府としてはお持ちでありませんか。あればいたしたいし、なければ、そういう事態にも手を触れて資料等を整備し、その上に立つて今後の施策を進めるべきでないかと思ひますが、以上二つの点について、できれば大臣でもいいですが、事務的な問題でもありますので、事務当局でもけっこうです。

○河野國務大臣 御承知の通り、中国を中心にして改良されました改良和種は役肉用でありますけれども、肉牛としても私は世界的に優良な固定した品種であると考えます。従いまして、今お話しのように、これを直ちに肉牛専門のものにする、どういふふうに直すという点については、私、最近の奨励方式等は家聞にして聞いておりません。しかし、先ほどお答えいたしましたのは、足産委員の御意見に適切に御意見でございますから、そういう意味を今後強く試験場等に移しまして御期待に沿うようにしていく方がよろう、やつておるならばもっと強くやつていく必要があるだらうということにいたしたいと考えて私はお答え申し上げたのであります。しかし、おそらくは、私の聞くところによりますると、肉として優秀なものをとりまする

ためには、欧米にありますようにただ単に放牧して、そうして一定の年限が来たならばこれを屠殺してこれを肉用にするといいことでは、現在の日本にありません。優秀な肉はできませんので、ある程度これを労働にいたしました、そしてこれを肥育することによつて今一番消費されますような優秀な肉が得られるということを申し上げておきます。従って、そういう特殊な優良な肉を必要としない、肉さえたくさんあればいいのだという種類も当然必要のことも考えます。従って、時代の変遷とともに需要が変わつて参たわけでございしますから、需要にこたえるべく肉の牛をどうするかという点については新しく研究、検討されるべきものと私は考えます。これらにつきましては、お話しにもございましたが、何分畜産に關する試験が今日従前のように強力に推進されておられません。これは私はなほ遺憾に考えますので、ただいま参議院の方で農林省設置法の一部を改正する法案を御審議になつております。これが通過次第、畜産に關する研究部門を統合整備いたしまして強力にやつて参りたい、こう考えておる次第でございます。

○足産委員 先ほどの資料があればいいのだ、なければ、私の申し上げたことは必要ないことではないと思ひますので、重要な点であらうと思ひますので、できる限り御調製の上御提示を願ひたいと思ひます。最後に、これは実情から一つの杞憂

迷惑いたします者は実際の畜産農家であり、飼育家が迷惑を受けておるのが、少なくとも従来からの実情ではないか。これは私の狭い範囲の体験を申し上げるわけでありまして、全国的にそれが適用するかどうかは別として、少なくとも、そういう大きな問題が過去において起き、また最近においてもますます強くなるうとしておるの現状であります。従って、行政措置でやり得るのだ、こういう大臣のお考えのようでありまして、少なくとも、私の理解するところでは、これは登録事業というものの関係は非常に密接不可分ではないかと思うのです。一つの新しい体系を創造して、それを普及していく。その登録されたものに適合したものは有利な価格で取引もきまるし、また安定した価格で取引されるということになるかと思うのであります。従って、この登録の事務手続の以前の問題が解決されないと、この問題は一挙には片づかぬと思いますが、そういうことになりまして、必ずしも行政措置のみに依存するということが困難な場合もあるのではないかと、思うのであります。少なくとも、現在の少数飼育から多頭飼育、しかも関連産業との関係において原料肉の生産という方向へ趨勢として変わってきておるわけでありまして、これに対応する施策というものは、ただ単なる行政措置のみでは足らない面も、これは一般的に見てあるのではないかと、思うわけでありまして、私もそういう点はよくわかりませんが、少なくとも、斯界の権威者とか、いろいろな方面の意向をただされて、そしてすみやかに必要ならば立法措置を講じ、それに必要な相

の予算の裏づけ等を持って、来年度の農政対策の一環としての施策を講ぜられる責任が私にあると思う。ただいまも芳賀委員から飼料問題について指摘がありました。この点も現在の一つの重大な点でありますと同時に、私は、畜産政策を今後がめしていく場合に、もっと掘り下げた、そしてこの転換に即応する対策が必要だと思ひます。農業の特質上一挙に事がならないのでありますから、少なくとも気のついたとき、これに対してすみやかな施策の手をまず打ち、そしてこれを漸次普及浸透せしめていくという用意がなかつたならば、思ひつきや一時の感覚では決して目的を達成することはできない趣旨からかんがみまして、この際、ただいま述べましたような趣旨において、来たるべき通常国会に、必要とあらば立法措置、またそれに基づく必要な諸般の財政的処置を講ぜられることを要望し、そして、十分これらの点について掘り下げた検討を加えて、畜産農家あるいは畜産振興の要請に当委員会としてはこの意見をいかなければならぬ責任があると思ひます。い

また飼料の問題とかいろいろありますが、これは別な機会に申し上げたいと思ひます。御答弁は別に要りませんが、御所信があれば承つて質問を終わります。○河野国務大臣 御趣旨十分拝聴いたしましたから、善処いたします。○野原委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたします。○野原委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。家畜改良増殖法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕○野原委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。○野原委員長 ただいま議決いたしました家畜改良増殖法の一部を改正する法律案に対して、芳賀君より附帯決議を付すべしとの動機が提出されております。提出者にその趣旨の説明を求めます。芳賀君。

○芳賀委員 ただいま可決されました家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして、附帯決議を付するの動議を提出いたします。まず案文の朗読を行ないます。家畜改良増殖法の一部を改正する法律案に対する附帯決議。政府は、改正法により家畜改良増殖の目標を定め、その事業を実施するに当つては、単に家畜の個体の技術的な改良、増殖にとどまることなく、畜産が今後の我が農業の発展の上に占める重要な地位にかんがみ、自給飼料、濃厚飼料を通ずる飼料政策、家畜飼育の集団化対策、畜産物価格安定対策等、畜産振興のための基本政策を確立し、これが実施のため遺憾のない措置を講ずべきである。右決定する。昭和三十六年十月十二日 衆議院農林水産委員会

これは附帯決議の趣旨であります。これが簡単に申し上げますと、今回の改正法は、名目は改正でありますけれども、実質的には、今後の我が国の畜産農業を大きく発展させる推進的な意図が改正案の中に包蔵されておるわけでありまして、そういうことであるとすれば、今後この成立した法律に基づいてたとえば農林大臣が家畜改良増殖目標を確立するための長期計画の策定あるいは都道府県知事が策定する増殖目標等につきましても、その目標計画の内容というものが、単に品種の改良、あるいは技術面の改良、あるいは家畜の増殖だけに目標の重点を置くというところでなくて、これを達成させるための基礎的な要素となるところの、特に飼料資源の開発、あるいは飼料の自給体制の確立というものを、畜産農業の経営それ自体の中で総合的に確立することが最も重要な点でありますので、これらの重要な要素というものを、今後予想される政府の策定する増殖目標の計画の中に、あるいは都道府県知事が策定する計画目標の中に十分これを取り入れる措置を講ずるとともに、さらに、畜産政策全体の視野にお

きましては、これらの必要性はもちろん、これに対応した積極的な飼料政策、あるいは畜産物全体の価格安定政策等が付随して国の制度として確立されるということが最も必要なことであるので、この点を当委員会の決議として付したいと考えるわけでありまして、○野原委員長 これより採決いたします。芳賀君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕○野原委員長 御意議なしと認めます。よつて、本案には附帯決議を付することといたしました。ただいまの附帯決議について政府の所見を求めます。河野農林大臣。○河野国務大臣 ただいまの御決議の趣旨を十分勘案いたしました上で、この法案が成立いたしました際には、実施にあたって十分注意してやることにしたいと思ひます。○野原委員長 ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕○野原委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○野原委員長 この際、小委員会設置についてお諮りいたします。すなわち、小委員十名からなる農産物価格対策に関する小委員会を設置することとし、小委員及び小委員長の選

任につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。なお、小委員の辞任及び補欠選任並びに関係方面への資料の要求等につきましても委員長に御一任願いたいと存じますが、以上について御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

なお、小委員及び小委員長は委員長において指名し、公報をもってお知らせいたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会

〔参照〕

肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇号）に関する報告書
家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月十六日印刷

昭和三十六年十月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局